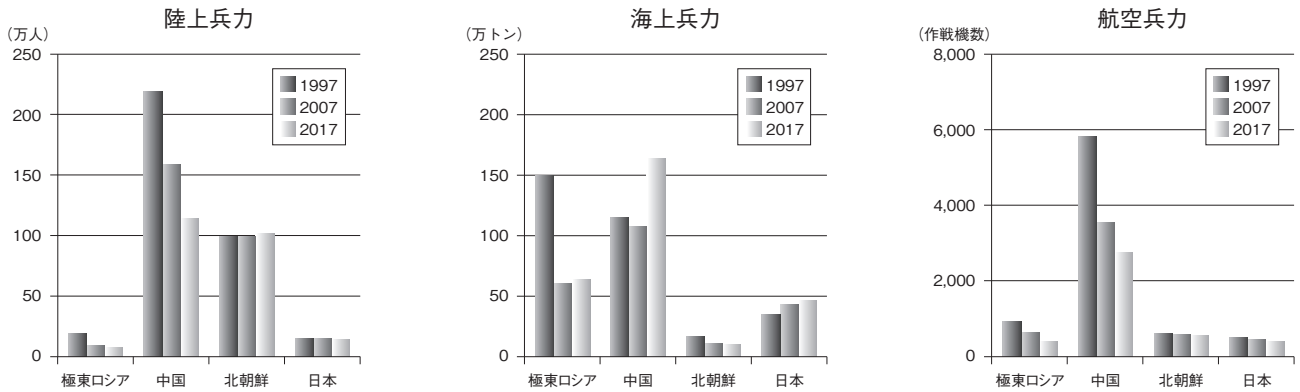


資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国家安全保障戦略 (概要)

(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定)

I 策定の趣旨

- 我が国の安全保障 (以下「国家安全保障」という。)をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上に積極的な役割を果たしていくべきである。
- 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- 国家安全保障会議 (NSC) の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十全に発揮できるよう、国家安全保障上の観点から十分に考慮する。
- 本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

- 我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- 戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。
- 日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。
- 国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活動にも継続的に参加している。また唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」

を実現させるため、国際社会の取組を主導している。

- 我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。
- 2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- 我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする (そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠)。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること。
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること。
- 不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展

- 新興国 (中国・インド等) の台頭により国家間のパワーバランスが変化している。特に中国は国際社会における存在感を高めている。世界最大の総合的な国力を有する米国は、安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針を明らかにしている。
- グローバル化の進展や技術革新の急速な進展により、非国家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある。

(2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威

- 大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に

係る問題、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威である。

(3) 国際テロの脅威

- グローバル化の進展により、国際テロの拡散・多様化が進んでいる。
- 現に海外において法人や我が国権益が被害を受けるテロが発生しており、我が国・国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

(4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

- 近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といったグローバル・コモンズに対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。
- 海洋においては、近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から、力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。
- このような動きや海賊問題等により、シーレーンの安定や航行の自由が脅かされる危険性も高まっている。
- 人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミの増加を始め、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在している。
- 基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

(5) 「人間の安全保障」に関する課題

- 貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対処できない地球規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。
- こうした問題は、国際社会の平和と安定に影響をもたらす可能性がある。

(6) リスクを抱えるグローバル経済

- 一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。
- 保護主義的な動きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢等も顕在化している。
- 資源国による資源ナショナリズムの高揚や新興国によるエネルギー・鉱物資源等の獲得競争の激化等が見られる。

2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

(1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性

- 様々な政治体制が存在し、核兵器国を含む大規模な軍事力を有する国が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されていない。

(2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為

- 北朝鮮は、核兵器を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの能力を増強するとともに、軍事的な挑発行為や我が国等に対する様々な挑発的言動を繰り返し、地域の緊張を高めている。我が国等の安全保障に対する脅威が質的に深刻化している。
- 金正恩体制の確立が進められる中、北朝鮮内の情勢を引き続き注視する必要がある。
- 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

(3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

- 国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より積極的かつ協調的な役割を果たすことが期待されている。
- 十分な透明性を欠いた中で軍事力を広範かつ急速に強化している。
- 東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際秩序

とは相容れない独自の主張に基づき、力による現状の変更の試みとみられる対応（尖閣諸島付近の領海侵入・領空侵犯、独自の「防空識別区」の設定等）を示している。

- 兩岸関係は、経済的関係を深める一方、軍事バランスは変化しており、安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している。

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

- ・国家安全保障の確保のためには、まず我が国自身の能力とそれを発揮し得る基盤を強化するとともに、自らが果たすべき役割を果たしつつ、状況の変化に応じ、自身の能力を適応させていくことが必要である。
- ・経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めることは、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につながる。
- ・国家安全保障上の課題を克服し、目標を達成するためには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進する必要がある。

(1) 安定した国際環境創出のための外交の強化

- 国家安全保障の要諦は、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。
- 国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必要がある。
- 我が国の主張を国際社会に浸透させ、我が国の立場への支持を集める外交的な創造力及び交渉力が必要である。
- 我が国の魅力を活かし、国際社会に利益をもたらすソフトパワーの強化や我が国企業や国民のニーズを感度高く把握し、これらのグローバルな展開をサポートする力の充実が重要である。

- 国連を始めとする国際機関に対し、邦人職員の増強を含め、より積極的に貢献を行っていく。

(2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築

- 厳しい安全保障環境の中、戦略環境の変化や国力国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める。
- 政府機関・地方公共団体・民間部門との間の連携を深め、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築していく。
- その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、統合的・総合的視点から重要となる機能を優先しつつ、各種事態の抑止・対処のための体制を強化する。
- 核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に連携していくとともに、弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

(3) 領域保全に関する取組の強化

- 領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。
- 様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。
- 国境離島の保全・管理・振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地利用等の在り方について検討する。

(4) 海洋安全保障の確保

- 海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を

含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。

- 海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。
- シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。

(5) サイバーセキュリティの強化

- 不正行為からサイバー空間を守り、その自由かつ安全な利用を確保するとともに、国家の関与が疑われる場合を含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護するため、国全体として防護・対応能力を強化し、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図る。
- 平素から官民の連携を強化するとともに、セキュリティ人材層の強化等についても総合的に検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講ずるとともに、サイバー防衛協力を推進する。

(6) 国際テロ対策の強化

- 原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全を確保するため、国際テロ情勢に関する情報収集・分析を含め、国際テロ対策を強化する。

(7) 情報機能の強化

- 人的情報、公開情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。
- 情報専門家の育成等により、情報の分析・集約・共有機能を強化し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）を推進する。資料・情報をNSCに提供し、政策に適切に反映していく。

(8) 防衛装備・技術協力

- 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。
- 武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分留意した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

(9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進

- 情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るほか、各種衛星の有効活用を図るとともに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。
- 宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮する。

(10) 技術力の強化

- デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある。
- 科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させ、安全保障分野においても有効活用を努める。
- 我が国が国際的に優位にある技術等を積極的に外交に活用していく。

2 日米同盟の強化

- ・日米両国は、二国間のみならず、アジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の平和と安定及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

・米国は、アジア太平洋地域を重視する国防戦略指針の下、同地域におけるプレゼンスの充実や我が国を始めとする同盟国等との連携・協力の強化を志向している。

・今後、我が国の安全に加え、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定及び繁栄の維持・増進を図るためには、日米安全保障体制の実効性を一層高め、より強い日米同盟を実現していく必要がある。

(1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化

- 米国との間で、具体的な防衛協力の在り方や、日米の役割・任務・能力の考え方等についての議論を通じ、本戦略を踏まえた各種政策との整合性を図りつつ、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行う。
- 事態対処や中長期的な戦略を含め、運用協力及び政策調整を緊密に行うとともに、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い協力を強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく。

(2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

- 在日米軍駐留経費負担等の施策のほか、抑止力を向上しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、在日米軍再編を日米合意に従って着実に実施する。

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

我が国を取り巻く安全保障環境の改善のため、域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。

○我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する、アジア太平洋地域の国々との協力関係を強化。

－ 韓国：安全保障協力の基盤を強化するとともに、日米韓で北朝鮮の核・ミサイル問題に緊密に対応する。

－ オーストラリア：戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進めていくとともに、戦略的パートナーシップを一層強化する。

－ ASEAN諸国：40年以上にわたる伝統的なパートナーシップに基づき、あらゆる分野における協力を深化・発展させるとともに、一体性の維持・強化に向けたASEANの努力を一層支援する。

－ インド：二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づいて、海洋安全保障を含む幅広い分野で関係を強化していく。

○中国には、大局的かつ中長期的見地から、「戦略的互惠関係」の構築に向けて取り組み、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たすよう促すとともに、力による現状変更の試みとみられる対応については冷静かつ毅然として対応していく。

○北朝鮮問題には、日朝平壤宣言、六者会合共同声明及び安保理決議に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、取り組んでいく。

○ロシアとの間では安全保障及びエネルギー分野を始めとするあらゆる分野で協力を進め、日露関係を全体として高める。

○これらの取組に当たっては、多国間・三か国間の協力枠組みを積極的に活用する。

○アジア太平洋地域の友好諸国とも地域の安定の確保に向けて協力する。

○欧州諸国は、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーであり、EU、NATO、OSCEとの協力を含め、関係を更に強化していく。

○新興国との間で、二国間関係のみならず、グローバルな課題での協力を推進する。

○湾岸諸国との間で、資源・エネルギーを中心とする関係を超えた政治・安全保障協力も含めた重層的な協力関係を構築。また、中東の安定に重要な問題の解決に向けて、我が

- 国として積極的な役割を果たす。
- TICADプロセス等を通じ、アフリカの発展と平和の定着に引き続き貢献する。
- 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
国際協調主義に基づく積極的平和主義から、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たしていく。
- (1) 国連外交の強化
- 国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組に更に積極的に寄与していく。
 - 常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を追求する。
- (2) 法の支配の強化
- 国際社会における法の支配の強化に向けて、様々な国際ルール作りに構想段階から積極的に参加し、我が国の理念や主張を反映させていく。
 - 海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現や法制度整備支援等に積極的に取り組む。
- (3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導
- 「核兵器のない世界」に向けて積極的に取り組む。
 - 日米同盟の下での拡大抑止への信頼性維持と整合性をとりつつ、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題の解決を含む軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導する。
- (4) 国際平和協力の推進
- 国連PKO等に一層積極的に協力する。
 - PKOとODA事業との連携の推進、ODAと能力構築支援を更に戦略的に活用を図る。
 - 平和構築人材や各国PKO要員の育成を、関係国等との緊密な連携の下、積極的に行う。
- (5) 国際テロ対策における国際協力の推進
- 国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、国際的な法的枠組みを強化する。
 - 開発途上国等に対する支援等に積極的に取り組む。
- 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化、国際社会の平和と安定の阻害要因となりにかぬない開発問題や地球規模課題の解決に向け、以下の取組を進める。
- (1) 普遍的価値の共有
- 自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々との連帯を通じグローバルな課題に貢献する外交を展開する。
 - 民主化支援、法制度整備支援、人権分野のODA等を積極的に活用する。
 - 女性に関する外交課題に積極的に取り組む。
- (2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現
- 開発問題への対応は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要がある。
 - ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取組を強化し、次期国際開発目標の策定にも主導的な役割を果たす。
 - 国際社会における「人間の安全保障」の理念の主流化を一層促す。
- (3) 開発途上国の人材育成に対する協力
- 開発途上国から、学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、教育訓練を提供し、出身国の発展に役立てるための人材育成を一層推進する。
- (4) 自由貿易体制の維持・強化
- TPP、日EU・EPA、日中韓FTA、RCEP等の経済連携の取組を推進。こうした取組を通じ、アジア太平洋地域の活力と繁栄を強化する。
- (5) エネルギー・環境問題への対応
- エネルギーを含む資源の安定供給に向けた各種取組に外交的手段を積極的に活用する。
 - 気候変動分野に関しては、攻めの地球温暖化外交戦略を展開する。
- (6) 人と人との交流の強化
- 双方向の青少年交流を拡大する。
 - スポーツや文化を媒体とした交流を促進する。
- 6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進
- ・国家安全保障を十全に確保するためには、外交力、防衛力等が効果的に発揮されることを支える国内基盤を整備することが不可欠である。
 - ・国家安全保障を達成するためには、国家安全保障政策に対する国際社会や国民の広範な理解を得ることが極めて重要である。
- (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化
- 防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国際競争力の強化含め、防衛生産・技術基盤を維持・強化していく。
- (2) 情報発信の強化
- 国家安全保障政策の考え方について、国内外に積極的かつ効果的に発信し、国民の理解を深め、諸外国との協力関係の強化等を図る必要がある。
 - 官邸を司令塔として、政府一体となった統一的かつ戦略的な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化等を行う。
 - 教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育成等を図る。
 - 客観的な事実を中心とする関連情報を正確かつ効果的に発信することにより、国際世論の正確な理解を深める。
- (3) 社会的基盤の強化
- 国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠。
 - 諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う。
 - 領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組等を推進する。
- (4) 知的基盤の強化
- 高等教育機関における安全保障教育の拡充等を図る。
 - 高等教育機関、シンクタンク等と政府の交流を深める。
 - 民間の専門家・行政官の育成を促進する。

資料6 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について

（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）は、平成25年度限りで廃止する。

（別紙）

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の防衛の在り方について、「平成25年度の防衛力整備等について」（平

成25年1月25日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)を踏まえ、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

1 グローバルな安全保障環境においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している。また、中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化により、国際社会の多極化が進行しているものの、米国は、依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる。

国家間では、地域紛争が引き続き発生していることに加え、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が、増加する傾向にある。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散については、その防止に向けた国際社会の取組にもかかわらず、依然として大きな懸念となっている。また、統治機構が弱体化した国家や破綻国家の存在は、国際テロの拡大・拡散の温床となっている。これらは、引き続き差し迫った課題となっている。

海洋においては、各地で海賊行為等が発生していることに加え、沿岸国が海洋に関する国際法についての独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られるようになっており、公海の自由が不当に侵害されるような状況が生じている。

また、技術革新の急速な進展を背景として、国際公共財としての宇宙空間・サイバー空間といった領域の安定的利用の確保が、我が国を含む国際社会の安全保障上の重要な課題となっている。さらに、精密誘導兵器関連技術、無人化技術、ステルス技術、ナノテクノロジー等の進歩や拡散が進んでおり、今後の軍事戦略や戦力バランスに大きな影響を与えるものとなっている。

2 我が国周辺を含むアジア太平洋地域においては、安全保障上の課題等の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的かつ実践的な協力・連携の進展が見られる。他方、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開している。また、核兵器を始めとする大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発・配備・拡散等を進行させるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、非対称的な軍事能力を引き続き維持・強化している。

さらに、北朝鮮は、朝鮮半島における軍事的な挑発行為や、我が国を含む関係国に対する挑発的言動を強め、地域の緊張を高める行為を繰り返してきている。こうした北朝鮮の軍事動向は、我が国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっており、我が国として、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。

特に、北朝鮮の弾道ミサイル開発は、累次にわたるミサイル発射により、長射程化や高精度化に資する技術の向上が図られており、新たな段階に入ったと考えられる。また、北朝鮮は、国際社会からの自制要求を顧みず、核実験を実施しており、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できない。こうした北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、地域と世界においてより協調的な形で積極的な役割

を果たすことが強く期待されている一方、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している。また、中国は、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での他国の軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力の強化に取り組んでいると見られる。他方、中国は、このような軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する透明性が十分確保されていない。

また、中国は、東シナ海や南シナ海を始めとする海空域等における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試み等、高圧的とも言える対応を示しており、我が国周辺海空域において、我が国領海への断続的な侵入や我が国領空の侵犯等を行うとともに、独自の主張に基づく「東シナ海防空識別区」の設定といった公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為を引き起こしている。

これに加えて、中国は、軍の艦艇や航空機による太平洋への進出を常態化させ、我が国の北方を含む形で活動領域を一層拡大するなど、より前方の海空域における活動を拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、我が国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上も懸念されるところとなっている。

ロシアは、軍改革を進展させ、即応態勢の強化とともに新型装備の導入等を中心とした軍事力の近代化に向けた取組が見られる。また、ロシア軍の活動は、引き続き活発化の傾向にある。

米国は、安全保障を含む戦略の重点をよりアジア太平洋地域に置くとの方針（アジア太平洋地域へのリバランス）を明確にし、財政面を始めとする様々な制約がある中でも、地域の安定・成長のため、同盟国との関係の強化や友好国との協力の拡大を図りつつ、地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。また、この地域における力を背景とした現状変更の試みに対しても、同盟国、友好国等と連携しつつ、これを阻止する姿勢を明確にしている。

3 四面環海の我が国は、長い海岸線、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有している。海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

また、我が国は、自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しているという安全保障上の脆弱性を抱えている。東日本大震災のような大規模震災が発生した場合、極めて甚大な被害が生じ、その影響は、国内はもとより国際社会にも波及し得る。今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する可能性があり、大規模災害等への対処に万全を期す必要性が増している。

4 以上を踏まえると、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している。こうした安全保障上の課題や不安定要因は、多様かつ広範であり、一国のみでは対応が困難である。こうした中、軍事部門と非軍事部門との連携とともに、それぞれの安全保障上の課題等への対応に利益を共有する各国が、地域・国際社会の安定のために協調しつつ積極的に対応す

る必要性が更に増大している。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1 基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国（以下「同盟国等」という。）とも連携しつつ、国家安全保障会議の司令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する。

(1) 総合的な防衛体制の構築

一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ的確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。

また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整える。

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力－統合機動防衛力の構築

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという我が国の意思と能力を表すものである。

今後の防衛力の在り方を検討するに当たっては、我が国を取り巻く安全保障環境が刻々と変化の中で、防衛力を不断に見直し、その変化に適応していかなければならない。このため、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すことにより、限られた資源を重点的かつ柔軟に配分していく必要がある。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような事態における対応も長期化しつつある。このため、平素から、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、事態の推移に応じ、訓練・演習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処態勢の構築を迅速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止する。また、各種事態が発生した場合には、事態に応じ、必要な海上優勢及び航空優勢を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で重要である。

そのため、装備の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく。

同時に、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全保障と密接な関係を有するアジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化するとともに、防衛力の役割の多様化と増大を踏まえ、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等をより積極的に実施していく。

以上の観点から、今後の防衛力については、安全保障環境の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した統合機動防衛力を構築する。

3 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の努力とあいまって我が国の安全保障の基軸であり、また、日米安全保障体制の中核とする日米同盟は、我が国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。

米国は、アジア太平洋地域へのリバランス政策に基づき、我が国を始めとする同盟国等との連携・協力を強化しつつ、当該地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。その一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、日米同盟を強化し、よりバランスのとれた、より実効的なものとするのが我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。

同時に、一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する。

そのため、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進するとともに、弾道ミサイル防衛、計

画検討作業、拡大抑止協議等、事態対処や中長期的な戦略を含め、各種の運用協力及び政策調整を一層緊密に推進する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化し、アジア太平洋地域を含む国際社会の平和と安定に寄与する。

災害対応に関しては、在日米軍施設・区域の存在を含め、米軍が国民の安全に大いに寄与した東日本大震災における事例を踏まえつつ、国内外における自衛隊と米軍との連携を一層強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大し、安定的かつ効果的な同盟関係を構築する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄県については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等により、沖縄の負担軽減を図っていく。

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域においては、災害救援を始めとする非伝統的安全保障分野を中心とする具体的な協力関係が進展していることに加え、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、東アジア首脳会議（EAS）等の多国間枠組みや、ASEANによる地域統合への取組が進展してきているものの、特に北東アジアにおける安全保障上の課題等は深刻化している。このため、域内の対立的な機運や相互の警戒感を軽減するための協調的な各種取組を更に多層的に推進する。

我が国と共に北東アジアにおける米国のプレゼンスを支える立場にある韓国との緊密な連携を推進し、情報保護協定や物品役務相互提供協定（ACSA）の締結等、今後の連携の基盤の確立に努める。

また、安全保障上の利益を共有し我が国との安全保障協力が進展しているオーストラリアとの関係を一層深化させ、国際平和協力活動等の分野での協力を強化するとともに、共同訓練等を積極的に行い、相互運用性の向上を図る。

さらに、日米韓・日米豪の三国間の枠組みによる協力関係を強化し、この地域における米国の同盟国相互の連携を推進する。

中国の動向は地域の安全保障に大きな影響を与え得るため、相互理解の観点から、同国との安全保障対話や交流を推進するとともに、不測の事態を防止・回避するための信頼醸成措置の構築を進めていく。なお、同国による我が国周辺海空域等における活動の急速な拡大・活発化に関しては、冷静かつ毅然として対応していく。

ロシアに関しては、その軍の活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図るため、外務・防衛関係協議（「2+2」）を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、地域の安定に資するべく、共同訓練・演習を深化させる。

また、東南アジア諸国等の域内パートナー国との関係をより一層強化し、共同訓練・演習や能力構築支援等を積極的に推進するほか、この地域における災害の多発化・巨大化を踏まえ、防災面の協力を強化する。インドとは、海洋安全保障分野を始めとする幅広い分野において、共同訓練・演習、国

際平和協力活動等の共同実施等を通じて関係の強化を図る。

能力構築支援は、今後の安全保障環境の安定化及び二国間の防衛協力強化に有効な取組であることから、ODAを含む外交政策との調整を十分に図りつつ、共同訓練・演習、国際平和協力活動等と連携しながら推進する。また、積極的に能力構築支援を実施している関係国との連携を強化しつつ、能力構築支援の対象国及び支援内容を拡充していく。

現在進展しつつある域内の多国間安全保障協力・対話において、米国やオーストラリアとも連携しながら、域内の協力関係の構築に主体的に貢献していく。また、多国間共同訓練・演習に積極的に参加していくとともに、ARF、ADMMプラス等の多国間枠組みも重視し域内諸国間の信頼醸成の強化に主要な役割を果たす。

(2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題等は、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、紛争の抑止・対処や平和維持のみならず、紛争直後期の復興支援等の平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進において重要な役割を果たす機会が増大している。

このため、我が国は、平素から、国際社会と連携しつつ、グローバルな安全保障環境の改善のため、各種取組を推進する。

同盟国や安全保障上の利益を共有する関係国及び国際機関等と平素から協力しつつ、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破壊兵器等の拡散、海洋・宇宙空間・サイバー空間を巡る問題を始めとするグローバルな安全保障上の課題等に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援等に関する各種取組を継続・強化する。

その際、特に欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）及び欧州安全保障協力機構（OSCE）並びに英国及びフランスを始めとする欧州諸国との協力を一層強化し、これらの課題に連携して取り組むとともに、装備・技術面での協力・交流を推進する。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のため、防衛・外交当局間の密接な連携を保ちつつ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的關係等を総合的に勘案し、国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動を積極的かつ多層的に推進する。

特に、国際平和協力活動等については、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局等における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大する。また、幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。併せて、自衛隊の経験・知見を活かし、国内及び諸外国の平和構築のための人材の育成に寄与する。

IV 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記Ⅲ(2)の防衛力を構築するとの考え方の下、以下の分野において、求められる役割を実効的に果たし得るものとし、その役割に十分対応できる態勢を保持することとする。

(1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため、平素から諸外国の軍事動向等を把握するとともに、各種兆候を早期に察知するため、我が国周辺を広域にわたり常統監視することで、情報優越を確保する。

このような活動等により、力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を明示し、各種事態の発生を未然に防止する。

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対しては、その兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。

また、複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

このような取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 周辺海空域における安全確保

平素から我が国周辺を広域にわたり常統監視するとともに、領空侵犯に対して即時適切な措置を講じる。また、グレーゾーンの事態も含め、我が国の主権を侵害し得る行為に対して実効的かつ機動的に対応するとともに、当該行為が長期化・深刻化した場合にも、事態の推移に応じシームレスに対応し、我が国周辺海空域の防衛及び安全確保に万全を期す。

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して的確に対応する。

ウ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応する。万が一被害が発生した場合には、これを局限する。また、弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合には、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の搜索及び撃破を行う。

エ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

宇宙空間及びサイバー空間に関しては、平素から、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を未然に防止するための常統監視態勢を構築するとともに、事態発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限等必要な措置をとりつつ、被害復旧等を迅速に行う。また、社会全般が宇宙空間及びサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関の連携強化と役割分担の明確化を図る中で、自衛隊の能力を活かし、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

オ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

(2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。

また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において重要な役割を実効的に果たす。

軍事力の役割が多様化する中、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散等といったグローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化するとともに、国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援等の各種活動を積極的に推進し、グローバルな安全保障環境の改善に取り組む。

以上の取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すとともに、関係国との協力関係を構築・強化する。

イ 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は、安全保障環境の安定化の基礎である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋・宇宙空間・サイバー空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する幅広い安全保障上の課題等について協力関係を構築・強化するなど多層的な防衛協力・交流を更に推進する。

ウ 能力構築支援の推進

自衛隊の能力を活用し、平素から継続的に人材育成や技術支援等を通じて途上国自身の能力を向上させることにより、主としてアジア太平洋地域における安定を積極的・機動的に創出し、安全保障環境の改善を図る。

エ 海洋安全保障の確保

海洋国家として、平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化することは極めて重要であることから、海上交通の安全確保に万全を期す。また、関係国と協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、我が国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実に、各種取組を推進する。

オ 国際平和協力活動の実施

関係機関や非政府組織等と連携しつつ、平和維持から平和構築まで多様なニーズを有する国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動に積極的に取り組むとともに、より主導的な役割を果たすことを重視する。その際、事態に応じて迅速に国外に派遣できるよう即応態勢を充実するとともに、海外での任務の長期化に備えて、持続的に対処し得る態勢を強化する。

カ 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に積極的に関与する。その際、人的貢献を含め、自衛隊の有する知見の積極的な活用を図る。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・技術の拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。

2 自衛隊の体制整備に当たっての重視事項

(1) 基本的考え方

自衛隊は、上記の防衛力の役割を実効的に果たし得る体制を保持することとし、体制の整備に当たって、今後の防衛力整備において特に重視すべき機能・能力を明らかにするため、想定される各種事態について、統合運用の観点から能力評価を実施した。

かかる能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。

(2) 重視すべき機能・能力

効果的な防衛力を効率的に整備する観点から、米軍との相

互運用性にも配慮した統合機能の充実に留意しつつ、特に以下の機能・能力について重点的に強化する。

ア 警戒監視能力

各種事態への実効的な抑止及び対処を確保するため、無人装備も活用しつつ、我が国周辺海空域において航空機や艦艇等の目標に対する常統監視を広域にわたって実施するとともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強する。

イ 情報機能

各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、我が国周辺におけるものを始めとする中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制を強化する。

この際、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等に関する収集機能及び無人機による常統監視機能の拡充を図るほか、画像・地図上において各種情報を融合して高度に活用するための地理空間情報機能の統合的強化、能力の高い情報収集・分析要員の統合的かつ体系的な確保・育成のための体制の確立等を図る。

ウ 輸送能力

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、所要の部隊を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、海上輸送力及び航空輸送力を含め、統合輸送能力を強化する。その際、多様な輸送手段の特性に応じ、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

エ 指揮統制・情報通信能力

全国の部隊を機動的かつ統合的に運用し得る指揮統制の体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知識及び経験の活用を可能とするとともに、陸上自衛隊の各方面隊を束ねる統一司令部の新設と各方面総監部の指揮・管理機能の効率化・合理化等により、陸上自衛隊の作戦基本部隊（師団・旅団）等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とする。

また、全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能を始めとして、その充実・強化を図る。

オ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対して実効的に対応するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するため、航空機や艦艇、ミサイル等による攻撃への対処能力を強化する。

また、島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止するための統合的な能力を強化するとともに、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備する。

さらに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させる。

なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

カ 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル防衛システムについては、我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する。

また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

キ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組等を通じて衛星の抗たん性を高め、各種事

態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保する。こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図る。

サイバー空間における対応については、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を防止するため、統合的な常統監視・対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術を持つ人材や最新の機材を継続的に強化・確保する。

ク 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集、救助活動、応急復旧等の迅速な対応が死活的に重要であることを踏まえ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対処態勢を構築する。

ケ 国際平和協力活動等への対応

国際平和協力活動等において人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力を強化する。また、アフリカ等の遠隔地での長期間の活動も見据えた輸送・展開能力及び情報通信能力並びに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生等の体制整備に取り組む。

加えて、国際平和協力活動等を効果的に実施する観点から、海賊対処のために自衛隊がジブチに有する拠点を一層活用するための方策を検討する。

さらに、活動に必要な情報収集能力を強化するとともに、任務に応じた適切な能力を有する人材を継続的に派遣し得る教育・訓練・人事管理体制を強化する。

3 各自衛隊の体制

各自衛隊の体制については、(1) から (3) までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

(1) 陸上自衛隊

ア 島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）を保持するほか、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護及び国際平和協力活動等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた機動運用部隊を保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、2 (2) ウに示す統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、上記の各種部隊の機動運用、海上自衛隊及び航空自衛隊との有機的な連携・ネットワーク化の確立等により、島嶼部における防衛態勢の充実・強化を図る。

イ 島嶼部等に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止し得るよう、地对艦誘導弾部隊を保持する。

ウ (3) エの地对空誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行い得るよう、地对空誘導弾部隊を保持する。

エ アに示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

(2) 海上自衛隊

ア 常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力の

向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦等により増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。

なお、当該護衛艦部隊は、(3)エの地对空誘導弾部隊とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦を保持する。

イ 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

ウ 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

エ アの多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦と連携し、我が国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、掃海部隊を保持する。

(3) 航空自衛隊

ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾し得る地上警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。

イ 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。

ウ 陸上部隊等の機動展開や国際平和協力活動等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。

エ (1)ウの地对空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を実施するほか、(2)アのイージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えた地对空誘導弾部隊を保持する。

V 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。

1 訓練・演習

平素から、訓練・演習を通じ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すとともに、各自衛隊の戦術技量の向上のため、訓練・演習の充実・強化に努める。その際、北海道の良好な訓練環境を一層活用するとともに、関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施する。

自衛隊の演習場等に制約がある南西地域において、日米共同訓練・演習を含む適時・適切な訓練・演習を実施し得るよう、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を進めること等により、良好な訓練環境を確保する。

2 運用基盤

部隊等が迅速に展開し、各種事態に効果的に対応し得るよう、その運用基盤である各種支援機能を維持する観点から、駐屯地・基地等の復旧能力を含めた抗たん性を高める。

また、各自衛隊施設について、その一部が老朽化している現状等も踏まえ、着実な整備に努めるとともに、各種事態に際しての迅速な参集のため、必要な宿舎の整備を進め、即応性を確保する。

民間空港及び港湾についても事態に応じて早期に自衛隊等の

運用基盤として使用し得るよう、平素からの体制の在り方も含め、必要な検討を行う。さらに、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施する。

必要な弾薬を確保・備蓄するとともに、装備品の維持整備に万全を期すことにより、装備品の可動率の向上等、装備品の運用基盤の充実・強化を図る。

3 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。

そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。

女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。

さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。

4 衛生

自衛隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務への対応能力を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化等を進め、防衛医科大学校病院等の運営の改善を含め効率的かつ質の高い医療体制を確立する。また医官・看護師・救急救命士等の確保・育成を一層重視する。

このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点から踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。

5 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。

一方、厳しい財政事情や、装備品の高度化・複雑化に伴う単価の上昇等を背景に、各種装備品の調達数量は減少傾向にある。また、国外において、国境を越えた防衛産業の大規模な再編が進展した結果、海外企業の競争力が増しつつあるなど、我が国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は厳しさを増している。

以上の状況の下、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。

また、平和貢献・国際協力において、自衛隊が携行する重機等の防衛装備品の活用や被災国等への供与(以下「防衛装備品の活用等」という。)を通じ、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっている。こうした中、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開

発・生産等に参画することが求められている。

こうした状況を踏まえ、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

6 装備品の効率的な取得

研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、技術的視点も含め、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化するとともに、更なる長期契約の導入の可否や企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備を検討し、ライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図る。

また、民間能力の有効活用等による補給態勢の改革により、即応性及び対処能力の向上を目指す。さらに、取得プロセスの透明化及び契約制度の適正化を不断に追求し、装備品を一層厳正な手続を経て取得するように努める。

7 研究開発

厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発の優先的な実施を担保するため、研究開発の開始に当たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。

また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。

安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用にも努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の取組の目的を達成するための防衛省の研究開発態勢について検討する。

8 地域コミュニティとの連携

各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察・消防機関等の関係機関との連携を一層強化する。こうした地方公共団体等との緊密な連携は、防衛施設の効果的な整備及び円滑な運営のみならず、自衛官の募集、再就職支援等の確保といった観点からも極めて重要である。

このため、防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

9 情報発信の強化

自衛隊の任務を効果的に遂行していく上で必要な国内外の理解を得るため、戦略的な広報活動を強化し、多様な情報媒体を活用して情報発信の充実に努める。

10 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を強化するとともに、政府内の他の研究教育機関や国内外の大学、シンクタンク

ク等との教育・研究交流を含む各種連携を推進する。

11 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。

VI 留意事項

1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、適時・適切にこれを発展させていながら、円滑・迅速・的確な移行を推進する。

2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。

3 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(別表)

| 区分 | | 現状 (平成25年度末) | 将来 |
|-----------|-----------|--|--|
| 陸上 自衛隊 | 編成定数 | 約15万9千人 | 15万9千人 |
| | 常備自衛官定員 | 約15万1千人 | 15万1千人 |
| | 即応予備自衛官員数 | 約8千人 | 8千人 |
| | 機動運用部隊 | 中央即応集団 1個機甲師団 | 3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団 |
| | 基幹部隊 | | |
| | 地域配備部隊 | 8個師団 6個旅団 | 5個師団 2個旅団 |
| | 地对艦誘導弾部隊 | 5個地对艦ミサイル連隊 | 5個地对艦ミサイル連隊 |
| | 地对空誘導弾部隊 | 8個高射特科群/連隊 | 7個高射特科群/連隊 |
| 海上 自衛隊 | 基幹部隊 | 護衛艦部隊 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊 | 4個護衛艦群 (8個護衛艦) 5個護衛艦 5個潜水艦 1個掃海隊群 9個航空隊 |
| | 主要 装備 | 護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 作戦用航空機 | 47隻 (6隻) 16隻 約170機 |
| | | | 54隻 (8隻) 22隻 約170機 |
| | | | |
| 航空 自衛隊 | 基幹 部隊 | 航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 | 8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群 |
| | 主要 装備 | 作戦用航空機 うち戦闘機 | 約340機 約260機 |
| | | | 28個警戒隊 1個警戒航空隊 (3個飛行隊) 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群 |
| | | | |

(注) 1 戦車及び火砲の現状 (平成25年度末定数) の規模はそれぞれ約700両、約600両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。

2 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊については、上記の護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

資料7 中期防衛力整備計画 (平成26年度～平成30年度) について

(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定)
閣議決定

平成26年度から平成30年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定) に従い、別紙のとおり定める。

(別紙)

中期防衛力整備計画 (平成26年度～平成30年度)

I 計画の方針

平成26年度から平成30年度までの防衛力整備に当たっては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「25大綱」という。）に従い、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的な防衛力として統合機動防衛力を構築する。同時に、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した防衛力とする。このため、自衛隊の体制強化に当たっては、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価等を踏まえ、総合的に導き出した特に重視すべき機能・能力の整備を優先し、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機能の更なる充実留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等への対応のための機能・能力を重視する。また、これらの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図る。
- 2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先することとし、機動展開能力の整備も重視する。
一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。
- 3 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。
- 4 装備品の高度化・複雑化や任務の多様化・国際化の中で、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の根幹をなす人的資源を効果的に活用する観点から、女性自衛官や予備自衛官等の更なる活用を含め、人事制度改革に関する施策を推進する。
- 5 一層厳しさを増す安全保障環境に対応し、米国のアジア太平洋地域へのリバランスとあわせて、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していくため、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行うなど、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 陸上自衛隊については、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、統合運用の下、作戦基本部隊（機動師団・機動旅団・機甲師団及び師団・旅団）や各種部隊等の迅速・柔軟な全

国的運用を可能とするため、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊を新編する。その際、中央即応集団を廃止し、その隷下部隊を陸上総隊に編入する。

島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、2個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする2個機動師団及び2個機動旅団に改編する。また、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備するため、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部隊等から構成される水陸機動団を新編する。

また、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔軟な運用を可能とする観点から、新たに導入する機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進めるとともに、九州に所在する戦車について、新編する西部方面隊直轄の戦車部隊に集約する。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。

- 2 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するとともに、国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される5個の護衛隊を保持する。また、潜水艦増勢のために必要な措置を引き続き講ずる。
- 3 航空自衛隊については、南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させる。また、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備する。
我が国の防空能力の相対的低下を回避し、航空優勢を確実に維持できるよう、高度な戦術技量の一層効果的な向上のため、訓練支援機能を有する部隊を統合する。
- 4 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成25年度末の水準を目途とする。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処
(1) 周辺海空域における安全確保

広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）、汎用護衛艦（DD）、潜水艦、固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K）の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J）の延命を行うほか、哨戒機能を有する艦載型無人機について検討の上、必要な措置を講ずる。また、護衛艦部隊の増勢に向け、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。さらに、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機のほか、固定式警戒管制レーダーを整備するとともに、引き続き、現有の早期警戒管制機（E-767）の改善を行う。加えて、広域における常統監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、滞空型無人機を新たに導入する。このほか、海上自衛隊及び航空自衛隊が担う陸上配備の航空救難機能の航空自衛隊への一元化に向けた体制整備に着手する。

(2) 島嶼部に対する攻撃への対応

(ア) 常統監視体制の整備

平素からの常統監視に必要な体制を整備し、各種事態発生時の迅速な対処を可能とするため、与那国島に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を配備する。また、現有の早期警戒管制機 (E-767) 及び早期警戒機 (E-2C) の運用状況等を踏まえ、前記 (1) に示すとおり、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機を整備するほか、前記 II 3 に示すとおり、警戒航空部隊に早期警戒機 (E-2C) から構成される1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備するとともに、移動式警戒管制レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備することにより、隙のない警戒監視態勢を保持する。

(イ) 航空優勢の獲得・維持

巡航ミサイル対処能力を含む防空能力の総合的な向上を図るため、前記 II 3 に示すとおり、那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に増勢するほか、戦闘機 (F-35A) の整備、戦闘機 (F-15) の近代化改修、戦闘機 (F-2) の空対空能力及びネットワーク機能の向上を引き続き推進するとともに、近代化改修に適さない戦闘機 (F-15) について、能力の高い戦闘機に代替するための検討を行い、必要な措置を講ずる。また、中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル (PAC-3MSE) を搭載するため、地对空誘導弾ベトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、新たな空中給油・輸送機を整備するとともに、輸送機 (C-130H) への空中給油機能の付加及び救難ヘリコプター (UH-60J) の整備を引き続き進める。なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

(ウ) 海上優勢の獲得・維持

常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記 (1) に示すとおり、イージス・システム搭載護衛艦 (DDG)、汎用護衛艦 (DD)、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-1) 及び哨戒ヘリコプター (SH-60K) の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機 (P-3C) 及び哨戒ヘリコプター (SH-60J) の延命を行うほか、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。また、護衛艦部隊が事態に応じた活動を持続的に行うために必要な多用途ヘリコプター (艦載型) を新たに導入するとともに、掃海艦、救難飛行艇 (US-2) 及び地对艦誘導弾を引き続き整備する。

(エ) 迅速な展開・対処能力の向上

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な対処能力の向上を図るため、輸送機 (C-2) 及び輸送ヘリコプター (CH-47JA) を引き続き整備する。また、前記 (ウ) に示す多用途ヘリコプター (艦載型) のほか、輸送ヘリコプター (CH-47JA) の輸送能力を巡航速度や航続距離等の観点から補完・強化し得るティルト・ローター機を新たに導入する。さらに、現有の多用途ヘリコプター (UH-1J) の後継となる新たな多用途ヘリコプターの在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

海上から島嶼等に部隊を上陸させるための水陸両用車の整備や現有の輸送艦の改修等により、輸送・展開能力等を強化する。また、水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方について検討の上、結論を得る。さらに、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間事業者の資金や知見を利用する手法や予備自衛官の活用も含め、民間輸送力の積極的な活用について検討の上、必要な

措置を講ずる。

前記 II 1 に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊 (機動師団・機動旅団) に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車を導入し、各種事態に即応する即応機動連隊を新編するとともに、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を新編等するほか、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。また、精密誘導爆弾の誘導能力及び地对艦誘導弾を整備するとともに、艦対艦誘導弾について、射程の延伸を始めとする能力向上のための開発を推進する。

(オ) 指揮統制・情報通信体制の整備

統合機能の充実の観点から、全国の部隊を機動的に運用し、島嶼部を始めとする所要の地域に迅速に集中できる指揮統制体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知見及び経験の活用を可能とするとともに、前記 II 1 に示すとおり、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊の新編を進める。

全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網を強化するため、自衛隊専用回線と与那国島まで延伸するとともに、那覇基地に移動式多重通信装置を新たに配備する。また、各自衛隊間のデータリンク機能の充実や野外通信システムの能力向上を図るほか、引き続き、防衛分野での宇宙利用を促進し、高機能な X バンド衛星通信網を整備するとともに、当該通信網の一層の充実の必要性について検討の上、必要な措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ持続的に防護する体制の強化に向け、イージス・システム搭載護衛艦 (DDG) を整備するとともに、引き続き、現有のイージス・システム搭載護衛艦 (DDG) の能力向上を行う。また、前記 (2) (イ) に示すとおり、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル (PAC-3MSE) を搭載するため、地对空誘導弾ベトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を強化するため、自動警戒管制システムの能力向上や固定式警戒管制レーダー (FPS-7) の整備及び能力向上を推進する。

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロック II A) に関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行うほか、弾道ミサイル対処の際の展開基盤の確保に努める。

弾道ミサイル防衛用の新たな装備品も含め、将来の弾道ミサイル防衛システム全体の在り方についての検討を行う。また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視器材、軽装甲機動車、NBC偵察車、輸送ヘリコプター (CH-47JA) 等を整備する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方について検討

の上、必要な措置を講ずる。

(4) 宇宙空間及びサイバースペースにおける対応

(ア) 宇宙利用の推進

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化する。また、各種事態発生時にも継続的にこれらの能力を利用できるよう、宇宙状況監視に係る取組や人工衛星の防護に係る研究を積極的に推進し、人工衛星の抗たん性の向上に努める。その際、国内の関係機関や米国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

(イ) サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対する十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、自衛隊の各種の指揮統制システムや情報通信ネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー攻撃対処能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。その際、攻撃側が圧倒的に優位であるサイバースペースでの対処能力を確保するため、相手方によるサイバースペースの利用を妨げる能力の保有の可能性についても視野に入れる。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成する。

サイバー攻撃に対しては、政府全体として総合的な対処を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するほか、訓練・演習の充実を図る。

(5) 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする。その際、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集や迅速な救助活動が人命を保護する上で死活的に重要であり、また、道路啓開等の速やかな応急復旧活動の実施が民間による円滑な救援物資の輸送等に不可欠であるといった東日本大震災の教訓を十分に踏まえるものとする。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

(6) 情報機能の強化

高度な情報機能は、防衛省・自衛隊がその役割を十分に果たしていくための基礎となるものであり、情報の収集・分析・共有・保全等の全ての段階において情報能力を総合的に強化する。

情報収集・分析機能については、安全保障環境の変化に伴うニーズに柔軟に対応できるよう、情報収集施設の整備や能力向上、宇宙空間や滞空型無人機の積極的活用等を進め、電波情報や画像情報を含む多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。その際、地理空間情報に関し、画像・地図上において各種情報を融合して情勢の可視化・将来予測等を行うなど、その高度な活用を実現するとともに、データ基盤の統合的かつ効率的な整備を行う。また、防衛駐在官の

新規派遣のための増員を始めとして、人的情報収集機能の強化に資する措置を講ずるほか、同盟国等との協力や公開情報の収集態勢の強化等により、海外情報の収集・分析態勢を強化する。

情報収集・分析に携わる要員については、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政策部門・運用部門の複雑化・多様化するニーズに情報部門が適時かつ的確に応えられるよう、能力の高い分析官を確保するための採用方法及び人事構成の検討、複数の組織にまたがる情報に係る教育課程の統合・強化、情報部門の要員の政策部門・運用部門への一定期間の配置の着実な実施等を通じ、総合的な情報収集・分析能力を強化する。

厳しい財政事情の下、より効率的な情報収集を実現するため、効果的な収集管理態勢の充実を図るとともに、情報保全の重要性を踏まえつつ、関係府省を含め、知るべき者の間での情報共有を徹底し、高い相乗効果が期待できる総合分析を推進する。

2 アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、アジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化し、訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施するとともに、グローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、国際平和協力活動等をより積極的に実施する。その際、特に以下を重視する。

(1) 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すとともに、関係国との相互運用性の向上と実際の協力関係の構築・強化を図る。

(2) 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は安全保障環境の安定化の基礎として重要である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋安全保障、サイバースペース及び宇宙空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する安全保障上の課題等について具体的な協力関係を構築・強化するため、ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進する。

(3) 能力構築支援の推進

自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用することにより、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学等の分野における支援対象国の軍等の能力を強化し、安全保障環境の安定化を図るとともに、支援対象国の防衛当局との関係強化を推進する。また、能力構築支援を積極的に実施する米国、豪州等と連携するとともに、政府開発援助（ODA）を始めとする外交政策との調整を十分に図りつつ、効果的かつ効率的な能力構築支援の実施に努める。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保するため、同盟国等とより緊密に協力し、ソマリア沖・アデン湾における海賊に対応するほか、沿岸国自身の能力向上を支援する。また、インド洋や南シナ海等、我が国周辺以外の海域においても、様々な機会を利用して、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習を充実する。

(5) 国際平和協力活動の実施

派遣先で迅速に活動を開始するため、初動態勢や輸送能力を強化するほか、長期にわたって安定的に活動を継続できるよう、派遣先での情報収集能力の強化や装備品の耐弾性の向上等により一層の安全確保に努めるとともに、引き続き、通

信、補給、衛生、家族支援等に係る態勢の充実を図る。また、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実を図り、派遣先のニーズに一層即した国際平和協力活動の実施に努める。さらに、現地ミッション司令部や国連PKO局への自衛隊員の派遣を通じ、国際平和協力活動へのより効果的な参画を実現するとともに、かかる人材を安定的に確保するため、長期的視点に立った人材育成に取り組む。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、我が国の参加の在り方について引き続き検討する。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に協力するため、引き続き、人的貢献を含め積極的に関与する。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関と協しつ、拡散に対する安全保障構想（PSI）への参画等の不拡散のための取組を推進する。

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、全国の部隊による北海道の良好な訓練環境の活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行うほか、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の機動性の向上を進め、北海道に所在する練度を高めた部隊の全国への展開を可能とする。また、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練・演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を図る。このほか、国内外において米海兵隊を始めとする米軍との共同訓練に積極的に取り組み、本格的な水陸両用作戦能力の速やかな整備に努める。

各種事態に国として一体的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護を含め、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から計画的に実施する。

(2) 運用基盤

各種事態発生時に迅速に展開・対処するとともに、対処態勢を長期間にわたり持続させる上で、駐屯地・基地等が不可欠の基盤となることを踏まえ、駐屯地・基地等の抗たん性を高める。特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を始めとして、駐屯地・基地等の各種支援機能を迅速に復旧させる能力を強化する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に、南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進する。さらに、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管するとともに、駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舍の着実な整備を進める。このほか、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

装備品の可動率をより低コストかつ高水準で維持できるよう、装備品の可動率の向上を阻む原因に係る調査を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式（PBL：Performance Based Logistics）について、より長期の契約が予見可能性を増大させ、費用対効果の

向上につながることを踏まえつつ、その活用の拡大を図る。

(3) 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。

(ア) 階級構成及び年齢構成等

各部隊等の特性を踏まえた上で、各自衛隊の任務を最も適切かつ継続的に遂行できる階級構成を実現するため、所要の能力を有する幹部・准曹を適正な規模で確保・育成するとともに、質の高い士を計画的に確保するための施策を推進する。

適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年の在り方を見直すとともに、中途退職制度の積極的な活用やより適切な士の人事管理等、幹部・准曹・士の各階層において年齢構成の適正化のための施策を講ずるほか、自衛官の身分保障に留意しつつ、諸外国の例も参考にしながら、新たな中途退職制度に関する研究を行う。また、航空機操縦士について、年齢構成の適正化を図るため民間部門に操縦士として再就職させる施策（以下「割愛」という。）を実施する。さらに、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行う。

(イ) 人材の有効活用等

一層効果的な人材活用を図るため、女性自衛官の更なる活用を進めるとともに、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行う。

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行するため、防衛功労章の拡充を始め、栄典・礼遇に関する施策を推進する。

統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

(ウ) 募集及び再就職支援

社会の少子化・高学歴に伴い募集環境が悪化する中、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、国の防衛や安全保障に関する理解を促進するための環境整備、時代の変化に応じた効果的な募集広報、関係府省・地方公共団体等との連携・協力の強化等を推進する。

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官の知識・技能・経験を社会に還元するとの観点から、退職自衛官の雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策の検討や公的部門における退職自衛官の更なる活用等を進め、再就職環境の改善を図る。

(エ) 予備自衛官等の活用

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的技能を要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含

め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。

(4) 衛生

隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務に対応し得る衛生機能を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化や病院・医務室間のネットワーク化を進め、地域医療にも貢献しつつ、防衛医科大学校病院等の運営の改善も含め効率的かつ質の高い医療体制の確立を図る。また、医官・看護師・救急救命士等の教育を強化し、より専門的かつ高度な技能を有する要員の確保に努める。このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点から踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。さらに、防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化する。

(5) 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。

我が国の防衛生産・技術基盤の技術力の向上や生産性の改善を図り、国際競争力を強化するとの観点から、我が国として強みを有する技術分野を活かした、米国や英国を始めとする諸外国との国際共同開発・生産等の防衛装備・技術協力を積極的に進める。また、関係府省と連携の上、防衛省・自衛隊が開発した航空機を始めとする装備品の民間転用を進める。

その際、国際共同開発・生産等や民間転用の推進が製造事業者と国の双方に裨益するものとなるよう検討の上、これを推進する。

(6) 装備品の効率的な取得

装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、装備品の構想段階から、研究開発、量産取得、維持整備、能力向上等の段階を経て、廃棄段階に至るまでそのライフサイクルを通じ、技術的視点も含め、一貫したプロジェクト管理を強化する。その際、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契約実績のデータベース化やそれに基づく価格推算シミュレーション・モデルの整備を行う。また、コスト分析の専門家等、装備品の取得業務に係る専門的な知識・技能・経験が必要とされる人材について、民間の見直しも活用し、積極的に育成・配置する。さらに、このようにして分析したライフサイクルコストに係る見積と実績との間で一定以上の乖離が生じた場合には、仕様や事業計画の見直しを含めた検討を行う制度を整備する。

取得業務の迅速かつ効率的な実施のため、透明性・公平性を確保しつつ、随意契約が可能な対象を類型化・明確化し、その活用を図る。また、各種の装備品の効率的な取得を可能とする多様な契約を活用し得るよう、企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備、企業の子見可能性を高め、コスト低減につながる更なる長期契約の導入の可否、国際競争力を有する各企業の技術の結集を可能とする共同企業体の活用といった柔軟な受注体制の構築等についても検討の上、必要な措置を講ずる。

(7) 研究開発

厳しい財政事情の下、費用対効果を踏まえつつ、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発を優先的に実施する。

防空能力の向上のため、陸上自衛隊の中距離地对空誘導弾

と航空自衛隊の地对空誘導弾ペトリオットの能力を代替することも視野に入れ、将来地对空誘導弾の技術的検討を進めるほか、将来戦闘機に関し、国際共同開発の可能性も含め、戦闘機(F-2)の退役時期までに開発を選択肢として考慮できるよう、国内において戦闘機関連技術の蓄積・高度化を図るため、実証研究を含む戦略的な検討を推進し、必要な措置を講ずる。また、警戒監視能力の向上のため、電波情報収集機の開発のほか、新たな固定式警戒管制レーダーや複数のソーナーの同時並行的な利用により探知能力を向上させたソーナーの研究を推進する。加えて、大規模災害を含む各種事態発生時に柔軟な運用が可能な無人装備等の研究を行うほか、車両、艦船及び航空機といった既存装備品の能力向上に関する研究開発を推進する。

新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保できるよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、国際共同研究開発の可能性、主要装備品相互の効果的な統合運用の可能性等を勘案し、先進的な研究中長期的な視点に基づいて体系的に行うため、主要な装備品ごとに中長期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンを策定する。

安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース技術)の積極的な活用を努めるとともに民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の点を踏まえた効果的・効率的な研究開発を実現するため、防衛省・自衛隊の研究開発態勢について改めて検討の上、必要な措置を講ずる。

(8) 地域コミュニティとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等により、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。その際、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(9) 情報発信の強化

自衛隊の任務の安定的な遂行には、何より国民や諸外国の理解と支持が不可欠であることを踏まえ、発信内容の整合性に留意しつつ、ソーシャルネットワーク等の多様な情報媒体の更なる活用も含め、積極的かつ効果的な情報発信の充実に努めるとともに、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、英語版ホームページの充実等を通じ、諸外国に対する情報発信を強化する。

(10) 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、安全保障・危機管理の専門家としての職員の論文発表や講師としての派遣等を通じ、教育機関等における安全保障教育の推進に寄与する。また、防衛研究所について、市ヶ谷地区への移転による政策立案部門等との連携の促進、米国や豪州を始めとする諸外国の研究機関との研究交流の推進等により、

防衛省のシンクタンクとしての機能を強化し、防衛省が直面する政策課題に適時・適切に対応できる組織運営に努める。

(11) 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。その際、防衛力整備の全体最適化が図られるよう、統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視した防衛力整備の計画体系の確立等を行うとともに、外局の設置も視野に入れ、装備品取得の効率化・最適化に向けた取組を行う。また、自衛隊の運用の迅速性・効率性の向上のため、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化すること等により、内部部局及び統合幕僚監部の間の実態としての業務の重複を解消し、運用企画局の改廃を含めた組織の見直しを行う。

IV 日米同盟の強化のための施策

1 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進める。

同時に、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を推進するほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層緊密に進める。

また、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野で日米の協力関係を強化・拡大する。

2 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

V 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。おおむね10年程度で25大綱の別表の体制を構築することを目指し、本計画期間においては、現下の状況に即応するための防衛力を着実に整備することとする。

VI 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
- 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。
- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VII 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

（別表）

| 区分 | 種類 | 整備規模 |
|-------|------------------------------------|------------------|
| 陸上自衛隊 | 機動戦闘車 | 99両 |
| | 装甲車 | 24両 |
| | 水陸両用車 | 52両 |
| | ティルト・ローター機 | 17機 |
| | 輸送ヘリコプター（CH-47JA） | 6機 |
| | 地对艦誘導弾 | 9個中隊 |
| | 中距離地对空誘導弾 | 5個中隊 |
| | 戦車 | 44両 |
| | 火砲（迫撃砲を除く。） | 31両 |
| 海上自衛隊 | 護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦） | 5隻 (2隻) |
| | 潜水艦 | 5隻 |
| | その他 | 5隻 |
| | 自衛艦建造計（トン数） | 15隻 (約5.2万トン) |
| | 固定翼哨戒機（P-1） | 23機 |
| | 哨戒ヘリコプター（SH-60K） 多用途ヘリコプター（艦載型） | 23機 9機 |
| 航空自衛隊 | 新早期警戒（管制）機 | 4機 |
| | 戦闘機（F-35A） | 28機 |
| | 戦闘機（F-15）近代化改修 | 26機 |
| | 新空中給油・輸送機 | 3機 |
| | 輸送機（C-2） | 10機 |
| | 地对空誘導弾ベトリオットの能力向上（PAC-3 MSE） | 2個群及び教育所要 |
| 共同の部隊 | 滞空型無人機 | 3機 |

（注）哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター（SH-60K）の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

資料8 戦車、主要火器などの保有数

(2017.3.31現在)

| 種類 | 無反動砲 | 迫撃砲 | 野戦砲 | ロケット弾 発射機等 | 高射機関砲 | 戦車 | 装甲車 |
|------|-------|-------|-----|---------------|-------|-----|-----|
| 保有概数 | 2,500 | 1,100 | 430 | 100 | 50 | 660 | 980 |

（注）戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料9 主要航空機の保有数・性能諸元

(2017.3.31現在)

| 所属 | 形式 | 機種 | 用途 | 保有数 (機) | 最大速度 (ノット) | 乗員 (人) | 全長 (m) | 全幅 (m) | エンジン |
|-----------|-----|-----------|------|------------|---------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 陸上 自衛隊 | 固定翼 | LR-2 | 連絡偵察 | 8 | 300 | 2 (8) | 14 | 18 | ターボプロップ、双発 |
| | 回転翼 | AH-1S | 対戦車 | 59 | 120 | 2 | 14 | 3 | ターボシャフト |
| | | OH-6D | 観測 | 44 | 140 | 1 (3) | 7 | 2 | ターボシャフト |
| | | OH-1 | 観測 | 37 | 140 | 2 | 12 | 3 | ターボシャフト、双発 |
| | | UH-1H/J | 多用途 | 131 | 120 | 2 (11) | 12/13 | 3 | ターボシャフト |
| | | CH-47J/JA | 輸送 | 57 | 150/140 | 3 (55) | 16 | 4/5 | ターボシャフト、双発 |
| | | UH-60JA | 多用途 | 40 | 150 | 2 (12) | 16 | 3 | ターボシャフト、双発 |
| AH-64D | 戦闘 | 13 | 150 | 2 | 18 | 6 | ターボシャフト、双発 | | |

| 所属 | 形式 | 機種 | 用途 | 保有数 (機) | 最大速度 (ノット) | 乗員 (人) | 全長 (m) | 全幅 (m) | エンジン |
|-----------|-------|----------|------------|------------|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 海上 自衛隊 | 固定翼 | P-1 | 哨戒 | 11 | 450 | 11 | 38 | 35 | ターボファン、4発 |
| | | P-3C | 哨戒 | 62 | 400 | 11 | 36 | 30 | ターボプロップ、4発 |
| | 回転翼 | SH-60J | 哨戒 | 35 | 150 | 3 | 20 | 16 | ターボシャフト、双発 |
| | | SH-60K | 哨戒 | 52 | 140 | 4 | 20 | 16 | ターボシャフト、双発 |
| | | MCH-101 | 掃海・輸送 | 10 | 150 | 4 | 23 | 19 | ターボシャフト、3発 |
| 航空 自衛隊 | 固定翼 | F-15J/DJ | 戦闘 | 201 | 2.5マッハ | 1/2 | 19 | 13 | ターボファン、双発 |
| | | F-4EJ | 戦闘 | 52 | 2.2マッハ | 2 | 19 | 12 | ターボジェット、双発 |
| | | F-2A/B | 戦闘 | 92 | 2マッハ | 1/2 | 16 | 11 | ターボファン、単発 |
| | | F-35A | 戦闘 | 4 | 1.6マッハ | 1 | 16 | 11 | ターボファン、単発 |
| | | RF-4E/EJ | 偵察 | 13 | 2.2マッハ | 2 | 19 | 12 | ターボジェット、双発 |
| | | C-1 | 輸送 | 17 | 0.76マッハ | 5 (60) | 29 | 31 | ターボファン、双発 |
| | | C-130H | 輸送 | 14 | 320 | 6 (92) | 30 | 40 | ターボプロップ、4発 |
| | | KC-767 | 空中給油・輸送 | 4 | 0.84マッハ | 4~8 (200) | 49 | 48 | ターボファン、双発 |
| | | KC-130H | 空中給油機能付加輸送 | 2 | 320 | 6 (92) | 30 | 40 | ターボプロップ、4発 |
| | | E-2C | 早期警戒 | 13 | 330 | 5 | 18 | 25 | ターボプロップ、双発 |
| | E-767 | 早期警戒管制 | 4 | 450 | 20 | 49 | 48 | ターボファン、双発 | |
| | 回転翼 | CH-47J | 輸送 | 15 | 150 | 5 (48) | 16 | 4 | ターボシャフト、双発 |

- (注) 1 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
2 F-4EJには、F-4EJ改48機を含む。
3 保有数は、2016.3.31現在の国有財産台帳数値である。

資料10 主要艦艇の就役数

(2017.3.31現在)

| 区分 | 護衛艦 | 潜水艦 | 機雷艦艇 | 哨戒艦艇 | 輸送艦艇 | 補助艦艇 |
|------------|-----|-----|------|------|------|------|
| 数(隻) | 46 | 17 | 25 | 6 | 11 | 29 |
| 基準排水量(千トン) | 255 | 50 | 26 | 1 | 28 | 125 |

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料11 誘導弾の性能諸元

(2017.3.31現在)

| 用途 | 名称 | 所属 | 重量(kg) | 全長(m) | 直径(cm) | 誘導方式 |
|----------------------|-------------------------|----|--------|----------|------------|------------------------------|
| 対弾道弾 | ペトリオット(PAC-3) | 空 | 約300 | 約5.2 | 約26 | プログラム+指令+レーダー・ホーミング |
| | SM-3 | 海 | 約1,500 | 約6.6 | 約35 | 指令+赤外線画像ホーミング |
| 対航空機 対ミサイル | ペトリオット(PAC-2) | 空 | 約900 | 約5.3 | 約41 | プログラム+指令+TVM |
| | 改良ホーク | 陸 | 約640 | 約5.0 | 約36 | レーダー・ホーミング |
| | 03式中距離地对空誘導弾(中SAM) | | 約570 | 約4.9 | 約32 | レーダー・ホーミング |
| | 81式短距離地对空誘導弾(改)(SAM-1C) | | 約100 | 約2.7/2.9 | 約16 | 画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング |
| | 81式短距離地对空誘導弾(SAM-1) | 陸空 | 約100 | 約2.7 | 約16 | 赤外線ホーミング |
| | 91式携帯地对空誘導弾(SAM-2) | 陸 | 約12 | 約1.4 | 約8 | 画像+赤外線ホーミング |
| | 91式携帯地对空誘導弾(B)(SAM-2B) | | 約13 | 約1.5 | 約8 | 赤外線画像ホーミング |
| | 93式近距離地对空誘導弾(SAM-3) | 陸 | 約12 | 約1.4 | 約8 | 画像+赤外線ホーミング |
| | 11式短距離地对空誘導弾 | | 約100 | 約2.9 | 約16 | アクティブ・レーダーホーミング |
| | 基地防空用地対空誘導弾 | 空 | 約100 | 約2.9 | 約16 | アクティブ・レーダーホーミング |
| | スタンダード(SM-1) | 海 | 約590 | 約4.6 | 約34 | レーダー・ホーミング |
| | スタンダード(SM-2) | | 約710 | 約4.7 | 約30 | 指令+レーダー・ホーミング |
| | シースパロー(RIM-7F/M) | | 約230 | 約3.7 | 約20 | レーダー・ホーミング |
| | シースパロー(RIM-162) | | 約300 | 約3.8 | 約25 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | RAM(RIM-116) | 空 | 約73 | 約2.8 | 約13 | パッシブ・レーダー・ホーミング+赤外線 ホーミング |
| | スパロー(AIM-7E/F/M) | | 約230 | 約3.7 | 約20 | レーダー・ホーミング |
| | サイドワインダー(AIM-9L) | | 約89 | 約2.9 | 約13 | 赤外線ホーミング |
| | 90式空対空誘導弾(AAM-3) | | 約91 | 約3.0 | 約13 | 赤外線ホーミング |
| | 99式空対空誘導弾(AAM-4) | | 約220 | 約3.7 | 約20 | レーダー・ホーミング |
| 99式空対空誘導弾(B)(AAM-4B) | 約220 | | 約3.7 | 約20 | レーダー・ホーミング | |
| 04式空対空誘導弾(AAM-5) | 約95 | | 約3.1 | 約13 | 赤外線ホーミング | |

| 用途 | 名称 | 所属 | 重量 (kg) | 全長 (m) | 直径 (cm) | 誘導方式 |
|--------|-----------------------|----|---------|--------|---------|--------------------------|
| 対艦船 | 88式地对艦誘導弾 (SSM-1) | 陸 | 約660 | 約5.1 | 約35 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | 12式地对艦誘導弾 | | 約700 | 約5.0 | 約35 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング+GPS |
| | ハーブーン (SSM) | 海 | 約680 | 約4.6 | 約34 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | ハーブーン (USM) | | 約680 | 約4.6 | 約34 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | ハーブーン (ASM) | | 約530 | 約3.8 | 約34 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | 90式艦対艦誘導弾 (SSM-1B) | 空 | 約660 | 約5.1 | 約35 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | 91式空対艦誘導弾 (ASM-1C) | | 約510 | 約4.0 | 約35 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | 80式空対艦誘導弾 (ASM-1) | | 約600 | 約4.0 | 約35 | 慣性誘導+レーダー・ホーミング |
| | 93式空対艦誘導弾 (ASM-2) | | 約540 | 約4.0 | 約35 | 慣性誘導+赤外線画像ホーミング |
| | 93式空対艦誘導弾 (B) (ASM-2) | | 約530 | 約4.0 | 約35 | 慣性誘導+赤外線画像ホーミング+GPS |
| 対戦車 | 87式対戦車誘導弾 | 陸 | 約12 | 約1.1 | 約11 | レーザー・ホーミング |
| | 01式軽対戦車誘導弾 | | 約11 | 約0.9 | 約12 | 赤外線画像ホーミング |
| | TOW | | 約18 | 約1.2 | 約15 | 赤外線半自動有線誘導 |
| 対舟艇対戦車 | 79式対舟艇対戦車誘導弾 | 陸 | 約33 | 約1.6 | 約15 | 赤外線半自動有線誘導 |
| | 96式多目的誘導弾システム (MPMS) | | 約59 | 約2.0 | 約16 | 慣性誘導+赤外線画像光ファイバTVM |
| | 中距離多目的誘導弾 | | 約26 | 約1.4 | 約14 | 赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング |
| | ヘルファイア | 海 | 約47 | 約1.6 | 約18 | レーザー・ホーミング |
| | マーベリック | | 約300 | 約2.5 | 約31 | 赤外線画像ホーミング |

資料12 防衛関係費（当初予算）の推移

(単位：億円、%)

| 区分 年度 | GNP・GDP (当初見直し) (A) | 一般会計 歳出 (B) | 対前年度 伸び率 | 一般歳出 (C) | 対前年度 伸び率 | 防衛関係費 (D) | 対前年度 伸び率 | 防衛関係費 の対GNP・ GDP比 (D/A) | 防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B) | 防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C) |
|----------|---------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 昭30 (55) | 75,590 | 9,915 | △0.8 | 8,107 | △2.8 | 1,349 | △3.3 | 1.78 | 13.61 | 16.6 |
| 40 (65) | 281,600 | 36,581 | 12.4 | 29,198 | 12.8 | 3,014 | 9.6 | 1.07 | 8.24 | 10.3 |
| 50 (75) | 1,585,000 | 212,888 | 24.5 | 158,408 | 23.2 | 13,273 | 21.4 | 0.84 | 6.23 | 8.4 |
| 60 (85) | 3,146,000 | 524,996 | 3.7 | 325,854 | △0.0 | 31,371 | 6.9 | 0.997 | 5.98 | 9.6 |
| 平7 (95) | 4,928,000 | 709,871 | △2.9 | 421,417 | 3.1 | 47,236 | 0.9 | 0.959 | 6.65 | 11.2 |
| 21 (09) | 5,102,000 | 885,480 | 6.6 | 517,310 | 9.4 | 47,028 47,741 | △0.8 △0.1 | 0.922 0.936 | 5.31 5.39 | 9.1 9.2 |
| 22 (10) | 4,752,000 | 922,992 | 4.2 | 534,542 | 3.3 | 46,826 47,903 | △0.4 0.3 | 0.985 1.008 | 5.07 5.19 | 8.76 8.96 |
| 23 (11) | 4,838,000 | 924,116 | 0.1 | 540,780 | 1.2 | 46,625 47,752 | △0.4 △0.3 | 0.964 0.987 | 5.05 5.17 | 8.62 8.83 |
| 24 (12) | 4,796,000 | 903,339 | △2.2 | 512,450 | △5.2 | 46,453 47,138 | △0.4 △1.3 | 0.969 0.983 | 5.14 5.22 | 9.06 9.20 |
| 25 (13) | 4,877,000 | 926,115 | 2.5 | 527,311 | 2.9 | 46,804 47,538 | 0.8 0.8 | 0.960 0.975 | 5.05 5.13 | 8.88 9.02 |
| 26 (14) | 5,004,000 | 958,823 | 3.5 | 564,697 | 7.1 | 47,838 48,848 | 2.2 2.8 | 0.956 0.976 | 4.99 5.09 | 8.47 8.65 |
| 27 (15) | 5,049,000 | 963,420 | 0.5 | 573,555 | 1.6 | 48,221 49,801 | 0.8 2.0 | 0.955 0.986 | 5.01 5.17 | 8.41 8.68 |
| 28 (16) | 5,188,000 | 967,218 | 0.4 | 578,286 | 0.8 | 48,607 50,541 | 0.8 1.5 | 0.937 0.974 | 5.03 5.23 | 8.41 8.74 |
| 29 (17) | 5,535,000 | 974,547 | 0.8 | 583,591 | 0.9 | 48,996 51,251 | 0.8 1.4 | 0.885 0.926 | 5.03 5.26 | 8.40 8.78 |

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産 (GNP)、平成7年度以降は、国内総生産 (GDP) であり、いずれも当初見直しである。
2 平成21年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費 (21年度：112億円、22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円、26年度：120億円、27年度：46億円、28年度：28億円、29年度：28億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分 (21年度：602億円、22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円、26年度：890億円、27年度：1,426億円、28年度：1,766億円、29年度：2,011億円) 及び新たな政府専用機導入に伴う経費 (27年度：108億円、28年度：140億円、29年度：216億円) を除いたもの、下段は含んだものである。

資料13 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

（単位：億円、％）

| 年度 | 区分 | 一般会計歳出 | | 社会保障関係費 | | 文教及び科学振興費 | | 公共事業関係費 | | | |
|---------|----|---------|-----|---------|-----|-----------|------|---------|-----|--------|-----|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | | |
| 21 (09) | | 885,480 | | 47,028 | 5.3 | 248,344 | 28.0 | 53,104 | 6.0 | 70,701 | 8.0 |
| | | | | 47,741 | 5.4 | | | | | | |
| 22 (10) | | 922,992 | | 46,826 | 5.1 | 272,686 | 29.5 | 55,872 | 6.1 | 57,731 | 6.3 |
| | | | | 47,903 | 5.2 | | | | | | |
| 23 (11) | | 924,116 | | 46,625 | 5.0 | 287,079 | 31.1 | 55,100 | 6.0 | 49,743 | 5.4 |
| | | | | 47,752 | 5.2 | | | | | | |
| 24 (12) | | 903,339 | | 46,453 | 5.1 | 263,901 | 29.2 | 54,057 | 6.0 | 45,734 | 5.1 |
| | | | | 47,138 | 5.2 | | | | | | |
| 25 (13) | | 926,115 | | 46,804 | 5.1 | 291,224 | 31.4 | 53,687 | 5.8 | 52,853 | 5.7 |
| | | | | 47,538 | 5.1 | | | | | | |
| 26 (14) | | 958,823 | | 47,838 | 5.0 | 305,175 | 31.8 | 54,421 | 5.7 | 59,685 | 6.2 |
| | | | | 48,848 | 5.1 | | | | | | |
| 27 (15) | | 963,420 | | 48,221 | 5.0 | 315,297 | 32.7 | 53,613 | 5.6 | 59,711 | 6.2 |
| | | | | 49,801 | 5.2 | | | | | | |
| 28 (16) | | 967,218 | | 48,607 | 5.0 | 319,738 | 33.1 | 53,580 | 5.5 | 59,737 | 6.2 |
| | | | | 50,541 | 5.2 | | | | | | |
| 29 (17) | | 974,547 | | 48,996 | 5.0 | 324,735 | 33.3 | 53,567 | 5.5 | 59,763 | 6.1 |
| | | | | 51,251 | 5.3 | | | | | | |

- (注) 1 平成22年度の文教及び科学振興費は、組替後のものである。
 2 防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（21年度：112億円、22年度：169億円、23年度：101億円、24年度：86億円、25年度：88億円、26年度：120億円、27年度：46億円、28年度：28億円、29年度：28億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（21年度：602億円、22年度：909億円、23年度：1,027億円、24年度：599億円、25年度：646億円、26年度：890億円、27年度：1,426億円、28年度：1,766億円、29年度：2,011億円）及び新たな政府専用機導入に伴う経費（27年度：108億円、28年度：140億円、29年度：216億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料14 防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移

（単位：億円、％）

| 区分 | 25 | | 26 | | 27 | | 28 | | 29 | |
|-----------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 人件・糧食費 | 19,896 | 42.5 41.9 | 20,930 | 43.8 42.8 | 21,121 | 43.8 42.4 | 21,473 | 44.2 42.5 | 21,662 | 44.2 42.3 |
| 物件費 | 26,908 | 57.5 | 26,909 | 56.2 | 27,100 | 56.2 | 27,135 | 55.8 | 27,334 | 55.8 |
| | 27,642 | 58.1 | 27,918 | 57.2 | 28,680 | 57.6 | 29,069 | 57.5 | 29,589 | 57.7 |
| 装備品等購入費 | 7,442 | 15.9 15.7 | 7,964 | 16.6 16.3 | 7,404 | 15.4 14.9 | 7,659 | 15.8 15.2 | 8,406 | 17.2 16.4 |
| 研究開発費 | 1,541 | 3.3 3.2 | 1,477 | 3.1 3.0 | 1,411 | 2.9 2.8 | 1,055 | 2.2 2.1 | 1,217 | 2.5 2.4 |
| 施設整備費 | 950 | 2.0 2.0 | 950 | 2.0 1.9 | 1,293 | 2.7 2.6 | 1,461 | 3.0 2.9 | 1,571 | 3.2 3.1 |
| 維持費等 | 11,134 | 23.8 23.4 | 11,361 | 23.7 23.3 | 11,808 | 24.5 23.7 | 11,707 | 24.1 23.2 | 10,888 | 22.2 21.2 |
| 基地対策経費 | 4,381 | 9.4 9.2 | 4,397 | 9.2 9.0 | 4,425 | 9.2 8.9 | 4,509 | 9.3 8.9 | 4,529 | 9.2 8.8 |
| SACO関係経費 | 88 | 0.2 | 120 | 0.2 | 46 | 0.1 | 28 | 0.1 | 28 | 0.1 |
| 米軍再編関係経費 （地元負担軽減分） | 646 | 1.4 | 890 | 1.8 | 1,426 | 2.9 | 1,766 | 3.5 | 2,011 | 3.9 |
| 政府専用機導入経費 | — | — | — | — | 108 | 0 | 140 | 0.3 | 216 | 0.4 |
| その他 | 1,460 | 3.1 3.1 | 760 | 1.6 1.6 | 758 | 1.6 1.5 | 744 | 1.5 1.5 | 723 | 1.5 1.4 |
| 合計 | 46,804 47,538 | 100.0 | 47,838 48,848 | 100 | 48,221 49,801 | 100 | 48,607 50,541 | 100 | 48,996 51,251 | 100 |

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
 2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。
 4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
 5 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。
 7 平成25年度のその他は、東日本大震災復興特別会計への繰入れに必要な経費689億円を含む。
 8 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 9 金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（25年度：88億円、26年度：120億円、27年度：46億円、28年度：28億円、29年度：28億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（25年度：646億円、26年度：890億円、27年度：1,426億円、28年度：1,766億円、29年度：2,011億円）及び新たな政府専用機導入に伴う経費（27年度：108億円、28年度：140億円、29年度216億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料15 各国国防費の推移

| 国名 | 年度 | 13 (25) | 14 (26) | 15 (27) | 16 (28) | 17 (29) |
|--------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 日本 (億円) | | 46,804 | 47,838 | 48,221 | 48,607 | 48,996 |
| | | 47,538 | 48,848 | 49,801 | 50,541 | 51,251 |
| | | 0.8% | 2.2% | 0.8% | 0.8% | 0.8% |
| | | 0.8% | 2.8% | 2.0% | 1.5% | 1.4% |
| 米国 (百万ドル) | | 607,795 | 577,897 | 562,499 | 565,375 | 573,010 |
| | | △6.6% | △4.9% | △2.7% | 1.01% | 1.01% |
| 中国 (億元) | | 7,202 | 8,082 | 8,896 | 9,544 | 10,444 |
| | | 10.7% | 12.2% | 10.1% | 7.6% | 7.1% |
| ロシア (億ルーブル) | | 21,036 | 24,791 | 31,814 | 37,753 | 28,358 |
| | | 16.1% | 17.9% | 28.3% | 18.7% | △24.9% |
| 韓国 (億ウォン) | | 344,970 | 357,057 | 374,560 | 387,995 | 403,337 |
| | | 4.7% | 3.5% | 4.9% | 3.6% | 4.0% |
| オーストラリア (百万豪ドル) | | 25,434 | 29,303 | 32,695 | 32,882 | 35,191 |
| | | 5.0% | 15.2% | 11.6% | 0.6% | 7.0% |
| 英国 (百万ポンド) | | 34,800 | 34,500 | 35,200 | 35,000 | 35,500 |
| | | 1.6% | △0.9% | 2.0% | △0.6% | 1.4% |
| フランス (百万ユーロ) | | 38,092 | 38,921 | 36,791 | 39,939 | — |
| | | 0.3% | 2.1% | △5.5% | 8.6% | — |

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 2 %表示は、対前年度伸び率
 3 米国の国防費は、Historical Tablesによる狭義の支出額。17年度の数値は推定額。
 4 中国については、全人代財政報告の中央財政支出における当初予算（ただし、15年度以降、中央本級支出（中央財政支出の一部）における国防費のみが公表。15年度については別途公表された地方移転支出等を合算し、中央財政支出における国防費を算出）。また、対前年度伸び率については、15年度までは中央財政支出により算出。16年度は中央本級支出における国防費のみ公表のため、15・17年度の中央本級支出における国防費（8,869億元及び1兆226億元）と比較し算出。
 5 ロシアの国防費は、ロシア連邦国庫公表「連邦予算執行報告」における13-16年度の執行額及び17年度の予算額（当初）。
 6 オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における当初予算。
 7 英国については、12年度までは英国国防省公表「UK Defence Statistics2013」による実績。13年度以降は予算教書による当初予算。
 8 フランスの17年度国防費については17（平成29）年6月現在未公表。
 9 日本については、上段は、SACO関係経費（13年度：88億円、14年度：120億円、15年度：46億円、16年度：28億円、17年度：28億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（13年度：646億円、14年度：890億円、15年度：1,426億円、16年度：1,766億円、17年度：2,011億円）及び新たな政府専用機導入に伴う経費（15年度：108億円、16年度：140億円、17年度：216億円）を除いたもの、下段は含んだ当初予算である。

資料16 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

（平成26年7月1日 国家安全保障会議決定）
 閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとおって、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることではできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り

巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

- 武力攻撃に至らない侵害への対処
 - 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題と

- なっている。
- (2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。
- (3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。
- (4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。
- ## 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献
- (1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」
- ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際的平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないように、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。
- イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。
- ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではな

く、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所を実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動(PKO)などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議におけ

る審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。

したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決

するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずる際には、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4 今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

資料17 自衛隊の主な行動

| 区 分 | 対象となる事態 | 行動の要件など | 認められる主な権限など |
|-----------------------------|--|---|---|
| 防衛出動 自衛隊法 第76条 | ① 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合 ② 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合 | ① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（原則として事前承認） ③ 閣議決定：必要 | ○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限る。） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ）（注1） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など）（注1） |
| 防衛施設構築の措置 自衛隊法 第77条の2 | 事態が緊迫し防衛出動命令（武力攻撃事態におけるものに限る）が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） | ○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用 |

| 区 分 | 対象となる事態 | 行動の要件など | 認められる主な権限など |
|--|---|--|---|
| 防衛出動下令前の 行動関連措置 〔自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法〕 | 事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合 | ① 命令権者：(物品提供) 防衛大臣又はその委任を受けた者、(役務提供) 防衛大臣 ② 国会の承認：(物品提供) 不要、(役務提供) 必要 (対処基本方針の閣議決定後)(注2) ③ 閣議決定：(物品提供) 不要 (役務提供) 必要(内閣総理大臣の承認) | ○ 米軍等行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用 |
| 国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕 | 国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長(又は緊急対処事態対策本部長)から同法の規定による求めがあったとき | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他：都道府県知事の要請又は事態対策本部長(内閣総理大臣)の求め | ○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など ○ 警職法(注3)の一部準用(退避、犯罪の予防・制止、立入など) ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請など) ○ 武器の使用 |
| 命令による治安出動 〔自衛隊法 第78条〕 | 間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合 | ① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要(出動命令から20日以内に付議) ③ 閣議決定：必要 | ○ 警職法の準用(質問、避難、犯罪の予防・制止など) ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、立入検査など) ○ 武器の使用 ○ 海上保安庁の統制 |
| 治安出動下令前に行う 情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕 | 事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合 | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他：防衛大臣と国家公安委員会と協議 | ○ 自己等防護のための武器使用 |
| 要請による治安出動 〔自衛隊法 第81条〕 | 都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合 | ① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請 | ○ 警職法の準用(質問、避難、犯罪の予防・制止など) ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、立入検査など) ○ 武器の使用 |
| 自衛隊の施設等の 警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕 | 自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合 | ① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議 | ○ 警職法の一部準用(質問、避難などの措置、立入(以上は警察官がその場にはいない場合のみ)、犯罪の予防・制止) ○ 武器の使用 |
| 海上における警備行動 〔自衛隊法 第82条〕 | 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合 | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要(内閣総理大臣の承認。潜没潜水艦への対応については閣議決定によらない内閣総理大臣の承認) | ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、立入検査など) ○ 武器の使用 |
| 海賊対処行動 〔自衛隊法第82条の2 及び海賊対処法〕 | 海賊行為に対処するため特別の必要がある場合 | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要(海賊対処行動を総理が承認したとき又は海賊対処行動が終了したとき、国会報告) ③ 閣議決定：必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他：防衛大臣が対処要項を内閣総理大臣に提出 | ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請、立入検査など) ○ 武器の使用 |
| 弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の3〕 | 弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要(事後報告) ③ 閣議決定：必要(内閣総理大臣の承認) ④ その他：緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。 | ○ 武器の使用 |
| 災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕 | 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合(注4) | ① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請(ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く。) | ○ 警職法の一部準用(避難、立入など。警察官がその場にはない場合に限る。) ○ 海上保安庁法の一部準用(協力要請) ○ 災害対策基本法に規定する権限(警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にはない場合に限る。) |
| 地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕 | 地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合(大規模地震対策特別措置法第13条第2項) | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要(地震災害警戒本部の設置は閣議決定) ④ その他：地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の要請 | ○ 警職法の一部準用(災害派遣時と同じ) ○ 海上保安庁法の一部準用(災害派遣時と同じ) |
| 原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕 | 緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合(原子力災害対策特別措置法第20条第4項) | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要(原子力災害対策本部の設置は閣議決定) ④ その他：原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の要請 | ○ 災害派遣時と同じ |

| 区 分 | 対象となる事態 | 行動の要件など | 認められる主な権限など |
|---|---|--|--|
| 領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕 | 外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 | ○ 領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注5） |
| 機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕 | | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 | ○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理 |
| 在外邦人等の保護措置 〔自衛隊法 第84条の3〕 | 外国における緊急事態 | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出等の依頼 | ○ 自己等防護及び任務遂行のための武器使用 |
| 在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の4〕 | 外国における災害、騒乱その他の緊急事態 | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要に応じ閣議決定 ④ その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼 | ○ 自己等防護のための武器使用 |
| 後方支援活動等 〔自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法、 船舶検査活動法〕 | 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態 | ① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として措置の実施前） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認） | ○ 自己等防護のための武器使用 |
| 協力支援活動等 〔自衛隊法第84条の5 国際平和支援法、 船舶検査活動法〕 | 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの | ① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（例外なき事前承認） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認） | ○ 自己等防護のための武器使用 |
| 国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の5 及び国際緊急援助隊法〕 | | ① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議 | |
| 国際平和協力活動 （本体業務及び安全確保業務） 〔自衛隊法第84条の5 及び国際平和協法力〕 | 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動（平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務） | ① 命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）（個人派遣される自衛官）防衛大臣（部隊派遣される自衛官） ② 国会の承認：必要（自衛隊の部隊等が行う場合に限る。原則事前承認） ③ 閣議決定：必要（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案） ④ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請 | ○ 自己等防護のための武器使用 ○ 任務遂行のための武器使用（いわゆる安全確保業務を行う場合） |
| 国際平和協力活動 （本体業務以外） 〔自衛隊法第84条の5 及び国際平和協法力〕 | 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動（平和維持活動のいわゆる本体業務及び安全確保業務以外） | ① 命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）（個人派遣される自衛官）防衛大臣（部隊派遣される自衛官） ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案） ④ その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請 | ○ 自己等防護のための武器使用 ○ いわゆる「駆け付け警護」のための武器使用 |

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている。）

（注1） 我が国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた措置は存立危機事態には適用しない。

（注2） 防御施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。

（注3） 警察官職務執行法の略。警察官がその場にはない限りのみ準用

（注4） このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

（注5） 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料18 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定

| 行動類型など | 条 文 | 内 容 |
|---------------------------|---------------|---|
| 防衛出動 | 自衛隊法第88条 | 防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。 |
| | 自衛隊法第92条第2項 | 防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用する。 |
| 防衛施設構築の措置 | 自衛隊法第92条の4 | 防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 国民保護等派遣 | 自衛隊法第92条の3第2項 | 国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいらない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用する。 |
| 治安出動 | 自衛隊法第89条第1項 | 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 |
| | 自衛隊法第90条第1項 | 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。 |
| | 自衛隊法第91条第2項 | 治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。 |
| 治安出動下令前の情報収集 | 自衛隊法第92条の5 | 治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 警護出動 | 自衛隊法第91条の2第2項 | 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 |
| | 自衛隊法第91条の2第3項 | 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。 |
| 海上警備行動 | 自衛隊法第93条第1項 | 海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 |
| | 自衛隊法第93条第3項 | 海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。 |
| 海賊対処行動 | 海賊対処法第8条第2項 | 海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用する。 |
| | | 現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。 |
| 弾道ミサイル等の破壊措置 | 自衛隊法第93条の3 | 我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用できる。 |
| 領空侵犯に対する処置 | 自衛隊法第84条 | 領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器を使用できる。(注) |
| 在外邦人等の保護措置 | 自衛隊法第94条の5 | 在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 在外邦人等の輸送 | 自衛隊法第94条の6 | 在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその管理の下に入った輸送の対象である邦人若しくは同乗させることを認められた者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 重要影響事態安全確保法第11条～後方支援活動など | | 後方支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 船舶検査活動法第6条～船舶検査活動 | | 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 国際平和協力法第25条、第26条～国際平和協力業務 | | 国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 自衛隊の武器等の防護 | 自衛隊法第95条 | 自衛隊の武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |

| 行動類型など | 条 文 | 内 容 |
|------------------|-------------|--|
| 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護 | 自衛隊法第95条の2 | 米軍その他の外国軍隊等の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護する自衛官について、その武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 自衛隊の施設の警護 | 自衛隊法第95条の3 | 本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 部内の秩序維持 | 自衛隊法第96条第3項 | 部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 |
| 米軍行動関連措置法第12条 | | 行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 海上輸送規制法第37条 | | 海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれにせず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。 |
| 捕虜取扱い法第152条 | | 防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合、また、捕虜等警備自衛官がその職務を執行する場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |
| 国際平和支援法第11条 | | 協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 |

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料19 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成28年度）

| 形態 | 日付 | 場所 |
|---------|----------|------|
| 実動訓練 | 28.11.4 | 富山県 |
| | 28.11.15 | 東京都 |
| | 29.2.2 | 京都府 |
| | 29.2.2 | 鹿児島県 |
| 図上訓練 | 28.11.10 | 静岡県 |
| | 28.11.22 | 大阪府 |
| | 28.11.24 | 大分県 |
| | 29.1.17 | 山形県 |
| | 29.1.18 | 岩手県 |
| | 29.1.19 | 三重県 |
| | 29.1.20 | 広島県 |
| | 29.1.23 | 滋賀県 |
| | 29.1.24 | 島根県 |
| | 29.1.26 | 愛知県 |
| | 29.1.27 | 岡山県 |
| | 29.1.31 | 福井県 |
| | 29.2.6 | 長崎県 |
| | 29.2.7 | 福岡県 |
| | 29.2.8 | 福島県 |
| 29.2.9 | 神奈川県 | |
| 29.2.10 | 徳島県 | |
| 29.2.14 | 愛媛県 | |

(注) 平成19年度については、15府県で実施
平成20年度については、18県で実施
平成21年度については、14都県で実施
平成22年度については、10府県で実施
平成23年度については、12道県で実施
平成24年度については、11県で実施
平成25年度については、12都県で実施
平成26年度については、13県で実施
平成27年度については、15都道県で実施

複数回実施都道府県

| 回数 | 場所 |
|-----|--|
| 2回 | 福島県 (H21、H28)、栃木県 (H21、H26)、千葉県 (H19、H25)、長野県 (H19、H20)、大阪府 (H18、H28)、島根県 (H19、H28)、広島県 (H19、H28)、香川県 (H21、H25)、奈良県 (H20、H27)、山梨県 (H21、H27) |
| 3回 | 北海道 (H18、H23、H27)、青森県 (H20、H22、H25)、秋田県 (H20、H21、H27)、埼玉県 (H17、H18、H22)、新潟県 (H20、H23、H25)、岐阜県 (H19、H23、H26)、静岡県 (H19、H27、H28)、愛知県 (H19、H25、H28)、京都府 (H19、H22、H28)、兵庫県 (H21、H23、H27)、岡山県 (H20、H24、H28)、山口県 (H19、H20、H27)、長崎県 (H20、H23、H28)、熊本県 (H19、H22、H25)、大分県 (H20、H26、H28)、鹿児島県 (H19、H24、H28)、沖縄県 (H21、H24、H25) |
| 4回 | 岩手県 (H21、H22、H27、H28)、茨城県 (H18、H19、H22、H26)、神奈川県 (H20、H22、H27、H28)、三重県 (H20、H24、H27、H28)、滋賀県 (H20、H24、H26、H28)、鳥取県 (H17、H18、H18、H20)、福岡県 (H18、H23、H26、H28)、佐賀県 (H17、H18、H23、H26)、宮崎県 (H20、H23、H24、H26) |
| 5回 | 山形県 (H20、H23、H24、H26、H28)、東京都 (H18、H21、H25、H27、H28) |
| 7回 | 富山県 (H17、H22、H24、H25、H26、H27、H28) |
| 9回 | 徳島県 (H20、H21、H22、H23、H24、H25、H26、H27、H28)、愛媛県 (H18、H19、H20、H23、H24、H25、H26、H27、H28) |
| 11回 | 福井県 (H17、H18、H20、H21、H22、H23、H24、H25、H26、H27、H28) |

資料20 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）
（平成27年4月27日）

変化する安全保障環境のためのより力強い同盟
新たな日米防衛協力のための指針

1. 概観

2015年4月27日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（SCC）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域の及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

2015年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米各国の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

2. 新たな日米防衛協力のための指針

1978年11月27日に初めて了承され、1997年9月23日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。2013年10月3日に東京で開催されたSCCにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（SDC）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、SCCは、SDCが勧告した新たな指針を了承した。これにより、2013年10月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。1997年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び2014年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するため

に現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じてそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム：新たな指針の下で、日米両国は、平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力：新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表明した。

新たな戦略的な協力：変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力を行うための基盤を構築する。

人道支援・災害救援：新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤：新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、SCCは、SDCに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

3. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

- ・最も現代的かつ高度な米国の能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるP-8哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸送揚陸艦であるグリーン・ベイの配備及び2017年に米海兵隊F-35Bを日本に配備すると米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、2017年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備すると米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。
- ・核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。
- ・弾道ミサイル防衛（BMD）能力の向上における協力を維持すること、特に2014年12月のAN/TPY-2レーダー（Xバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び2017年までに予定されている2隻のBMD駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、日米両国の防衛に直接的に寄与する。
- ・宇宙安全保障、特に、政府一体となつての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調

した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視(SSA)情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関連した事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。

- サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となつての取組である日米サイバー対話及び日米サイバー防衛政策作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力で継続的な進展を求めた。
- 情報収集、警戒監視及び偵察(ISR)協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度なISR基盤の調達計画を賞賛した。
- 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びF-35の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議(S&TF)と同盟の役割・任務・能力(RMC)に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調した。
- 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機微な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである前方展開した日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、2011年6月のSCC文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが2016年3月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

4. 地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

- 2013年11月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。
- 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。
- 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協定会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

5. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めに可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、

普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設(FRF)をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、FRF建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、2016年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年3月31日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

資料21 日米防衛協力のための指針(平成27年4月27日)

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となつての同盟としての取組
- 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- 日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針(以下「指針」という)は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(日米安全保障条約)及びその関連取極に基づく権利及び義務

並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。
- C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Ⅲ. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面的な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあら

じめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

Ⅳ. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを

含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なきは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有

及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 搜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、搜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘搜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第四章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に

実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生

じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及

び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄

の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するた

め、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実にを行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

VII. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探索する。

B. 情報協力・情報保全

日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

- ・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探索する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

VIII. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料22 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府

は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、現地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当

規模の土地の返還が可能となる。

- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛

に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運

用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
 - 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。
- #### 6 訓練移転
- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
 - 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
 - 日本国政府は、現地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
 - 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
 - 一般に、共同訓練は、1回につき1~5機の航空機が1~7日間参加するものから始め、いずれ、6~12機の航空機が8~14日間参加するものへと発展させる。
 - 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
 - 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。
(別添概念図省略)

資料23 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳） （平成24年4月27日）

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（概要）

前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

1. グアムと沖縄における部隊構成（人数は定員）

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、豪州へのローテーション展開を構築する。
- (2) 約9000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定の真水（2008米会計年度ドルで28億ドルが限度）となる。他の形態での財政支援（出融資）は利用しない。次項2.(2)の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性

を確認。日本政府はODAの戦略的な活用（例：沿岸国への巡視船の提供等）を含む様々な措置をとる。

(2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協力的分野を特定。

3. 沖縄における土地返還

- (1) ①手続後の速やかな返還が可能な区域
 : キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区、及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近）
- ②県内移設後に返還が可能な区域
 : 牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドー等）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油

施設第1桑江タンク・ファーム

③海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域

: キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余

(2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。

(以上)

共同発表の全文（仮訳）については、防衛省ホームページをご参照ください。（http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/kyougi/js20120427_j.html）

資料24 主な日米共同訓練の実績（平成28年度）

統合訓練

| 訓練名 | 期間 | 場所 | 日本側 | 米国側 | 備考 |
|----------------|--------------------|---|--|--|--|
| 日米共同統合演習（実動演習） | 28.10.30 ～11.11 | 我が国周辺海空域、自衛隊基地及び在日米軍基地並びに米国グアム、北マリアナ諸島自治連邦区及びその周辺海空域等 | 各幕僚監部、情報本部、各方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、佐世保地方隊、航空総隊、航空支援集団 など 人員 約25,000名 艦艇 約20隻 航空機 約260機 | 在日米軍司令部、第5空軍、在日米海軍、在日米陸軍、第3海兵遠征軍、第7水陸両用艦隊 など 約11,000名 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における島しょ防衛を含む自衛隊の統合運用要領及び米軍との共同対処要領並びに重要影響事態における対応措置要領を演練 |

陸上自衛隊

| 訓練名 | 期間 | 場所 | 日本側 | 米国側 | 備考 |
|------------------------|--------------------|---|-------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 米陸軍との実動訓練その2 | 28.5.31 ～6.16 | 米国アラスカ州エレメンドルフ・リチャードソン統合基地及び周辺訓練場 | 第1空挺団 約80名 | 第4-25歩兵旅団戦闘団基幹 約120名 | 連携要領の演練、相互運用性向上 |
| 日米共同方面隊指揮所演習（YS-70） | 28.6.12 ～6.22 | 米国ワシントン州ルイス・マコード統合基地 | 西部方面隊、陸上幕僚監部 など 約150名 | 第1軍団、米太平洋陸軍司令部等 約200名 | 方面隊以下の指揮幕僚活動の能力の維持・向上 |
| 米海兵隊との実動訓練（RIMPAC2016） | 28.6.24 ～8.8 | 米国ハワイ州オアフ島カネオヘ・ベイ米海兵隊基地、ハワイ島ボハクロー訓練場及びこれらの周辺海空域 | 西部方面総監部、西部方面普通科連隊、中央即応集団 など 約50名 | 太平洋海兵隊司令部、第3海兵連隊等 約600名 | 連携要領の訓練、相互運用性、人道支援・災害救援に係る幕僚能力の向上 |
| 米海兵隊との実動訓練その1 | 28.8.29 ～9.8 | 王城寺原演習場 | 第6師団 約400名 | 第3海兵師団第3海兵連隊第3大隊基幹 約200名 | 連携要領の訓練、相互運用性向上 |
| 米陸軍との実動訓練その1 | 28.8.29 ～9.21 | あいば野演習場及び今津駐屯地 | 第3師団 約900名 | 第3-25歩兵旅団戦闘団第2-27歩兵大隊基幹 約450名 | 連携要領の訓練、相互運用性向上 |
| 米陸軍との実動訓練 | 28.9.6 ～9.23 | 米国ワシントン州ヤキマ演習場 | 第8師団 約300名 | 第2-2ストライカー旅団戦闘団第2-1歩兵大隊基幹 約230名 | 連携要領の訓練、相互運用性向上 |
| 日米共同方面隊指揮所演習（YS-71） | 28.11.30 ～12.13 | 健軍駐屯地等 | 西部方面隊 など 約5,000名 | 第1軍団、太平洋陸軍司令部、在日米陸軍、第3海兵機動展開旅団 など 約1,600名 | 方面隊以下の指揮幕僚活動の能力の維持・向上 |
| 米国における米海兵隊との実動訓練 | 29.1.30 ～3.10 | 米国カリフォルニア州キャンプペンドルトン及び米海軍サンクレメンテ島 など | 西部方面総監部、西部方面普通科連隊 など 約350名 | 第1海兵機動展開部隊 約500名 | 連携要領の演練 |
| 国内における米海兵隊との実動訓練その2 | 29.3.6 ～3.17 | 関山演習場、相馬原演習場及び相馬原駐屯地 | 第12旅団 約300名 | 第3海兵師団第4海兵連隊第2大隊 約450名 | 連携要領の演練 |

海上自衛隊

| 訓練名 | 期間 | 場所 | 日本側 | 米国側 | 備考 |
|------------|------------------|--------|-------------------|------------------------------|--------|
| 日米共同海外巡航訓練 | 28.3.29 ～4.4 | 沖縄周辺など | 艦艇 1隻 | 艦艇数隻 | 共同巡航訓練 |
| 掃海特別訓練 | 28.7.15 ～7.30 | 陸奥湾 | 艦艇 23隻 航空機 10機 | 艦艇 1隻 航空機 3機 水中処分員 約7名 | 掃海訓練 |
| 対潜特別訓練 | 28.8.22 ～8.26 | 九州南方海域 | 艦艇 2隻 航空機 数機 | 艦艇 4隻 航空機 数機 | 対潜戦訓練 |

| 訓練名 | 期間 | 場所 | 日本側 | 米国側 | 備考 |
|-----------|--------------------|--|--|--|-----------------|
| 衛生特別訓練 | 28.10.20 | 米海軍横須賀基地内パークー球場、横須賀米海軍病院、自衛隊中央病院及び自衛隊横須賀病院 | 横須賀地方総監部、自衛隊横須賀病院、横須賀基地業務隊、横須賀衛生隊 約150名 | 米海軍横須賀基地司令部、米海軍横須賀病院等 約300名 | 衛生分野における連携要領の演練 |
| 掃海特別訓練 | 28.11.17 ～11.30 | 日向灘 | 艦艇 21隻 航空機 3機 | 艦艇 1隻 水中処分員 約8名 | 掃海訓練 |
| 日米共同指揮所演習 | 29.2.6 ～2.16 | 米海軍大学校 | 海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、幹部学校など 約40名 | 第7艦隊司令部、在日米海軍司令部、太平洋艦隊司令部、米海軍大学校など 約60名 | 調整要領の演練など |
| 日米共同巡航訓練 | 28.3.7 ～3.13 | 九州西方海域など | 艦艇 2隻 | 艦艇 数隻 | 共同巡航訓練 |
| | 28.3.27 ～3.29 | 九州西方海域など | 艦艇 5隻 | 艦艇 数隻 | |

航空自衛隊

| 訓練名 | 期間 | 場所 | 日本側 | 米国側 | 備考 |
|----------------------------|--------------------|--|-------------------|---------|----------------------|
| 防空戦闘訓練 空中給油訓練 戦術空輸訓練 | 28.6.3 ～6.18 | 米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメントルフ・リチャードソン統合基地並びに同周辺空域等 | 航空機 12機 | 航空機 数機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 防空戦闘訓練 | 28.7.15 ～7.19 | 沖縄周辺空域 | 航空機 4機 | 航空機 10機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 戦闘機戦闘訓練等 | 28.7.25 ～7.29 | 小松沖空域 | 航空機 6機 | 航空機 5機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 要撃戦闘訓練 | 28.9.13 | 九州周辺の空域 | 航空機 2機 | 航空機 2機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 防空戦闘訓練 | 28.10.12 | 沖縄周辺空域 | 航空機 8機 | 航空機 10機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 航空救難事態対処訓練 | 28.10.17 ～10.21 | 浮原島訓練場及び浮原島周辺海空域 | 航空機 4機 | 航空機 3機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 戦闘機戦闘訓練等 | 28.12.5 ～12.16 | 北海道西方空域及び三沢沖空域 | 航空機 4機 | 航空機 4機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |
| 防空戦闘訓練 捜索救難訓練 空中給油訓練 | 28.12.16 | 沖縄周辺空域 | 航空機 11機 高射隊 1個 | 航空機 27機 | 共同対処能力の向上 戦術技量の向上 |

資料25 日米共同研究・開発プロジェクト

| 項目 | 概要 | 共同研究・開発実施のための政府間取極の締結時期 | 終了時期 |
|--|---|-------------------------|------|
| ダクトドケット・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、射出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、ソフトウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダ、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ | | | 終了 |
| 弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイル | 将来の弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルの開発 | 2006年6月 | 継続中 |
| ハイブリッド電気駆動 | 車両をモーターにより電気駆動化し、かつ、その動力電源をエンジンとバッテリーの2系統で供給する技術に関する研究 | 2012年11月 | 継続中 |
| 高速多胴船の最適化 | 高速航走性能を有し、動揺を抑え、かつ排水量に比して広い甲板面積を確保できる艦艇用の高速多胴船（特に三胴船）の設計を目指した研究 | 2014年3月 | 継続中 |
| 部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較 | 航空機整備員を対象に燃料成分曝露、騒音レベル、聴力測定を行い、作業環境でのジェット燃料の聴覚への影響について調査を実施する研究 | 2015年11月 | 継続中 |
| 化学剤呈色反応識別装置 | 化学剤の検知器に適用される呈色反応の識別装置を設計・製造し、試験を実施する研究 | 2017年2月 | 継続中 |

資料26 日米協議（閣僚級）の実績（14（平成26）年以降）

| 年月日 | 会議／場所 | 出席者 | 概要・成果など |
|---------|-----------------------------------|---|--|
| 14.4.6 | 日米防衛相会談 ／東京 | 小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 ・東シナ海などにおける力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日米豪、日米韓の三か国の協力を進展させ、東南アジア諸国との協力を今後強化することで一致 ・指針見直しをはじめとする幅広い日米間の防衛協力を着実に進め、日米同盟の抑止力および対処能力を強化することで一致 ・米側より2017年までに弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス艦2隻を日本へ追加配備する計画に言及 ・防衛装備移転三原則の趣旨を説明し、米側がこのような取組を歓迎 ・沖縄の負担軽減の取組につき具体的な協力を一層進展させることを確認 ・米軍再編をめぐり進展を改めて歓迎 |
| 14.5.31 | 日米防衛相会談 ／シンガポール | 小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・東シナ海などにおける力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日本側よりグローバル・ホークの三沢飛行場の一時展開や、TPY-2レーダーの追加配備を歓迎 ・東南アジア諸国との協力を引き続き強化することで一致 ・日本側より日本の安全保障政策にかかる国内での議論について説明。米側より日本側のこうした取組を歓迎し、支持すると発言 ・指針見直しをはじめとする幅広い日米間の防衛協力を着実に進め、日米同盟の抑止力および対処能力を強化することで一致 ・米軍再編を早期かつ着実に進めることで一致 ・普天間飛行場代替施設の建設工事など、在日米軍の再編を早期かつ着実に進めることで一致 ・沖縄の負担軽減の取組につき具体的な協力を進展させることを確認 |
| 14.7.11 | 日米防衛相会談 ／ワシントン | 小野寺防衛大臣 ヘーゲル国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・東シナ海等における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日米二国間の緊密な連携に加えて、日米韓、日米豪といった三か国間の協力を進展させていくことで一致 ・日本側から、新たな安全保障法制の整備に関する閣議決定の趣旨を説明し、米側がこのような取組を歓迎・支持 ・指針の見直し作業に関して、しかるべきタイミングで中間報告を行うことで一致 ・防衛装備移転三原則を踏まえ、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 ・普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設を含め、在日米軍の再編を早期かつ着実に進めることで一致 ・KC-130飛行隊の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐を歓迎 ・日本側から、普天間飛行場における外来機の飛来による騒音等の問題を提起し、米側としても沖縄における米軍のプレゼンスの影響を緩和する措置の検討にコミットしているとの立場を表明 |
| 15.4.8 | 日米防衛相会談 ／東京 | 中谷防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・尖閣諸島に関する米国の立場を確認 ・引き続き、東シナ海を含めいかなる地域においても力による現状変更の試みに反対することで一致 ・指針の見直し作業を通じて日米同盟を更に強化していくとの強い意思を確認 ・日本側から、安全保障法制の整備に係る検討状況を説明し、米側はこうした取組を歓迎・支持 ・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスクが日米共通の安全保障上の課題となっていることを踏まえ、それぞれの事務当局に対して、宇宙に関する防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討するよう指示 ・F-35戦闘機の整備拠点（リージョナル・デポ）を日本に設置する米国の決定といった日米共通の整備基盤構築に向けた取組の進展を歓迎するとともに、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減について引き続き協力を要請し、米側より沖縄における米軍のプレゼンスの影響を緩和する措置の検討にコミットしているとの立場を表明 |
| 15.4.27 | 日米安全保障協議 委員会（[2+2]） ／ニューヨーク | 中谷防衛大臣 岸田外務大臣 カーター国防長官 ケリー國務長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・新ガイドラインを発表、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認 ・尖閣諸島に関する米国の立場を再確認（共同発表でも明記） ・昨今の南シナ海情勢を含め、「法の支配」の重要性について認識を共有し、一方的な現状変更の試みは放置できず、国際社会と連携して様々な取組を推進していくことで一致 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、米側からも負担軽減に対するコミットメントあり ・環境補足協定について、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認 |
| 15.4.28 | 日米防衛相会談 ／ワシントン | 中谷防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・南シナ海情勢について意見交換し、東南アジア諸国との協力を引き続き強化させていくことで一致 ・日米韓防衛協力を更に進展させていくことで一致 ・新ガイドラインが日米同盟の抑止力と対処力を強化するものであること及び新ガイドラインを直ちに実施していくことの重要性を確認 ・日本側から、安全保障法制の整備について説明し、米側は、日本のこうした取組を歓迎・支持 ・宇宙に関する両国防衛当局間における協力の枠組みとなる「宇宙協力ワーキンググループ」が設置されたことを歓迎 ・キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請し、米側から、沖縄の基地統合に係る二国間の計画の実現などの努力を継続していく旨発言 ・互恵的な防衛調達のための枠組みの早期合意を目指すとともに、装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 |
| 15.5.30 | 日米防衛相会談 ／シンガポール | 中谷防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> ・東シナ海、南シナ海等における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致 ・日米韓、日米豪といった3か国間の防衛協力を更に進展させていくことで一致 ・地域の平和と安定に寄与するとの観点から、東南アジア諸国との協力を引き続き強化させていくことで一致 ・日本側から、平和安全法制が先般閣議決定され、国会での審議が始まった旨説明 ・新しい同盟調整メカニズムの設置、共同計画の策定、物品役務相互提供協定の迅速な交渉といった、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認 ・「サイバー防衛政策ワーキンググループ」におけるこれまでの検討の成果がとりまとめられたことを歓迎し、サイバー空間に関する日米協力を一層強化していくことで一致 ・日本側から、キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である旨発言 ・日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請し、米側から、沖縄の負担軽減について引き続き協力していく旨発言 ・日本側から、2017年からのCV-22オスプレイの日本への配備について、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定に資するものであるとして国民に説明をしているところであるが、安全性の確保の観点から必要な情報提供を要請。米側からは、必要な情報提供を行っていく、既に配備されているMV-22を含め、オスプレイの安全な運用を改めて徹底する旨発言 |

| 年月日 | 会議／場所 | 出席者 | 概要・成果など |
|---------|--------------------|--------------------|--|
| 15.11.3 | 日米防衛相会談 ／マレーシア | 中谷防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 東シナ海、南シナ海における力を背景とした現状変更の試みに反対することで一致。日本側から、南シナ海における米軍の行動を支持する旨発言。 北朝鮮が長距離弾道ミサイルの発射活動を継続する姿勢を示していることを踏まえ、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 日米韓、日米豪、日米比といった3か国間の防衛協力を強化していくことで一致 日本側から、平和安全法制が先般成立した旨説明し、米側から、支持・歓迎する旨発言 新しい同盟調整メカニズム（ACM）及び共同計画策定メカニズム（BPM）の設置を歓迎。新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続きしっかりと進めていくことを確認 キャンプ・シュワブへの移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 日本側から、沖縄の負担軽減の重要性について説明した上で協力を要請。米側から、引き続き協力していく旨発言 日本側から、米軍の運用に伴う周辺住民への影響の最小化と米軍の安全面等への配慮を要請。米側から、地元と米軍関係者双方の安全性を常に最大限確保する旨発言 在日米軍駐留経費負担について、引き続き日米両政府間で協議を行い、早期の合意達成に向け努力することで一致 防衛装備庁の設置を踏まえ、二国間の装備・技術協力を更に深化させていくことで一致。 |
| 16.6.4 | 日米防衛相会談 ／シンガポール | 中谷防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 沖縄での軍属逮捕事件について、再発防止策は、軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直し等の分野を対象とすることで一致 東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 北朝鮮の挑発的な行為について、引き続き同盟調整メカニズム（ACM）の活用を含め、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 先般施行された平和安全法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認するとともに、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き進めていくことを確認 相互の防衛調達に係る覚書（RDP-MOU）が今般署名されたことを歓迎し、日米装備・技術協力を更に深化させていくことで一致 日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、日本政府の考えを十分に理解する、引き続き緊密に協力していきたい旨発言 日本側から、沖縄県外での訓練等の実施などによる沖縄の負担軽減について協力を要請。米側から、引き続き協力していく旨発言 嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致 |
| 16.9.15 | 日米防衛相会談 ／ワシントン | 稲田防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 尖閣諸島に関する米国の立場を再確認 東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 北朝鮮の挑発的な行為について、引き続き同盟調整メカニズム（ACM）の活用を含め、日米二国間で緊密に連携していくことを確認 日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 先般施行された平和安全法制の下、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認するとともに、新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き進めていくことを確認 沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行っていくことを確認 日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は普遍である旨発言。米側から、引き続き協力していく旨発言 嘉手納以南の施設・区域や北部訓練場の過半の早期返還に向けて取り組むことで一致 |
| 16.12.7 | 日米防衛相会談 ／東京 | 稲田防衛大臣 カーター国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対することで一致 尖閣諸島に関する米国の立場を確認 日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 現在の強固な日米同盟を基盤として、日米が引き続き緊密に連携していくことで一致 日米ACSAの署名及び平和安全法制に基づく日米共同訓練が開始されるなど新ガイドライン及び平和安全法制の下で進められている取組を歓迎 沖縄での軍属逮捕事件について、2016年7月の共同発表を踏まえ、引き続き事務レベルの協議を行っていくことを確認 同年12月の北部訓練場の過半の返還を実現するため日米が協力することを確認 普天間飛行場代替施設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、米側からは引き続き協力していく旨発言 |
| 17.2.4 | 日米防衛相会談 ／東京 | 稲田防衛大臣 マティス国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 東シナ海・南シナ海における中国の活動は、アジア太平洋地域における安全保障上の懸念であるとの認識を共有 北朝鮮による核・ミサイル開発の進展は、日米両国と地域の安定に対する安全保障上の重大な脅威であるとの認識で一致 尖閣諸島に関する米国の立場を確認 東シナ海への関与を強化することで一致 日米韓をはじめとする3か国間の防衛協力のほか、多国間の枠組みによる協力を強化していくことで一致 日本側から、防衛力を強化し、同盟における我が国の役割を拡大していく旨述べた 米側から、米国は日本の防衛に引き続きコミットしていく旨述べ、継続したプレゼンスを通して同地域への米国のコミットメントを強化していく旨強調 米国の拡大抑止の揺るぎないコミットメントを含む日米同盟の重要性を確認 2015年に策定されたガイドラインを踏まえつつ日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致 日本側から、在日米軍再編の着実な進展に向けた協力を要請。米側からは、日米で連携して進めたい旨発言 普天間飛行場の移設に関し、辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致 |
| 17.6.3 | 日米防衛相会談 ／シンガポール | 稲田防衛大臣 マティス国防長官 | <ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射等は、日米両国と地域の安定に対する明らかな挑発であり、断じて容認できず、日米に加え日米韓が緊密な連携を実施していくことが重要との認識で一致 日本側から、空母打撃群の派遣を含む米国による地域の平和及び安定への目に見えるコミットメントを高く評価するとともに、北朝鮮に対する圧力を強化していくことが重要である旨発言 尖閣諸島に関する米国の立場を確認 東シナ海の平和と安定の確保や南シナ海への関与について、日米間の協力を深化させていくことを確認 日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する必要があるとの認識で一致し、日本海で実施されている自衛隊と空母打撃群との共同訓練をこれに資するものとして歓迎 日米安全保障協議委員会（SCC）の早期開催に向け引き続き調整を進めることで一致 在日米軍再編計画を着実に進展させることで一致し、米側から、引き続き、日米で緊密に協力していくことへのコミットメントを表明 普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 日本側から、沖縄の負担軽減について協力を要請し、在日米軍の安定的な駐留を確保するため協力することで一致 |

資料27 共同声明（仮訳）（平成29年2月10日）

本日、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、ワシントンDCで最初の首脳会談を行い、日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認した。

日米同盟

揺らぐことのない日米同盟はアジア太平洋地域における平和、繁栄及び自由の礎である。核及び通常戦力の双方によるあらゆる種類の米国の軍事力を使った日本の防衛に対する米国のコミットメントは揺るぎない。アジア太平洋地域において厳しさを増す安全保障環境の中で、米国は地域におけるプレゼンスを強化し、日本は同盟におけるより大きな役割及び責任を果たす。日米両国は、2015年の「日米防衛協力のための指針」で示されたように、引き続き防衛協力を実施し、拡大する。日米両国は、地域における同盟国及びパートナーとの協力を更に強化する。両首脳は、法の支配に基づく国際秩序を維持することの重要性を強調した。

両首脳は、長期的で持続可能な米軍のプレゼンスを確かなものにするために、在日米軍の再編に対する日米のコミットメントを確認した。両首脳は、日米両国がキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に普天間飛行場の代替施設を建設する計画にコミットしていることを確認した。これは、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である。

両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認した。両首脳は、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する。日米両国は、東シナ海の平和と安定を確保するための協力を深める。両首脳は、航行及び上空飛行並びにその他の適法な海洋の利用の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持することの重要性を強調した。日米両国は、威嚇、強制又は力によって海洋に関する権利を主張しようとするいかなる試みにも反対する。日米両国はまた、関係国に対し、拠点の軍事化を含め、南シナ海における緊張を高め得る行動を避け、国際法に従って行動することを求める。

日米両国は、北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を放棄し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。日米同盟は日本の安全を確保する完全な能力を有している。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力による自国の領土、軍及び同盟国の防衛に完全にコミットしている。両首脳は、拉致問題の早期解決の重要性を確認した。両首脳はまた、日米韓の三か国協力の重要性を確認した。さらに、日米両国は、北朝鮮に関する国連安保理決議の厳格な履行にコミットしている。

日米両国は、変化する安全保障上の課題に対応するため、防衛イノベーションに関する二国間の技術協力を強化する。日米両国

はまた、宇宙及びサイバー空間の分野における二国間の安全保障協力を拡大する。さらに、日米両国は、あらゆる形態のテロリズムの行為を強く非難し、グローバルな脅威を与えているテロ集団との闘いのための両国の協力を強化する。

両首脳は、外務・防衛担当閣僚に対し、日米両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、日米同盟を更に強化するための方策を特定するため、日米安全保障協議委員会(SCC:「2+2」)を開催するよう指示した。

日米経済関係

日本及び米国は、世界のGDPの30パーセントを占め、力強い世界経済の維持、金融の安定性の確保及び雇用機会の増大という利益を共有する。これらの利益を促進するために、総理及び大統領は、国内及び世界の経済需要を強化するために相互補完的な財政、金融及び構造政策という3本の矢のアプローチを用いていくとのコミットメントを再確認した。

両首脳は、各々の経済が直面する機会及び課題、また、両国、アジア太平洋地域及び世界における包摂的成長及び繁栄を促進する必要性について議論した。両首脳は、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしていることを強調した。これは、アジア太平洋地域における、貿易及び投資に関する高い基準の設定、市場障壁の削減、また、経済及び雇用の成長の機会の拡大を含むものである。

日本及び米国は、両国間の貿易・投資関係双方の深化と、アジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性を再確認した。この目的のため、また、米国が環太平洋パートナーシップ(TPP)から離脱した点に留意し、両首脳は、これらの共有された目的を達成するための最善の方法を探索することを誓約した。これには、日米間で二国間の枠組みに関して議論を行うこと、また、日本が既存のイニシアティブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進することを含む。

さらに、両首脳は、日本及び米国の相互の経済的利益を促進する様々な分野にわたる協力を探索していくことにつき関心を表明した。

両首脳は、上記及びその他の課題を議論するための経済対話に両国が従事することを決定した。また、両首脳は、地域及び国際場裏における協力を継続する意図も再確認した。

訪日の招待

安倍総理大臣はトランプ大統領に対して本年中に日本を公式訪問するよう招待し、また、ペンス副大統領の早期の東京訪問を歓迎した。トランプ大統領は、これらの招待を受け入れた。

資料28 在日米軍駐留経費負担の概要

| 区分 | 概要 | 根拠 |
|----------------|---|------------------|
| 提供施設整備費 (注) | 昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供 | 地位協定の範囲内 |
| 労務費 | 昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を越える給与を日本側が負担(格差給、語学手当及び退職手当のうち国家公務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止) | 地位協定の範囲内 |
| | 昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担 | 特別協定 (昭和62年度) |
| | 平成3年度から、基本給などを日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成8年度以降は、上限労働者数23,055人の範囲内で全額を負担) | 特別協定 (平成3年度) |
| | 日本が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に23,055人から22,625人に段階的に削減 | 特別協定 (平成23年度) |
| 光熱水料等 | 日本側が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に22,625人から23,178人に段階的に増加 | 特別協定 (平成28年度) |
| | 平成3年度から電気、ガス、水道、下水道及び燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担) | 特別協定 (平成3年度) |
| | 平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ | 特別協定 (平成13年度) |

| 区分 | 概要 | 根拠 |
|-------|---|------------------|
| 光熱水料等 | 平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担 | 特別協定 (平成20年度) |
| | 249億円を各年度の負担の上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、特別協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減 | 特別協定 (平成23年度) |
| | 約249億円を各年度の負担の上限としつつ、各年度の日本側負担割合を72%から61%に引き下げ | 特別協定 (平成28年度) |
| 訓練移転費 | 平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担 | 特別協定 (平成8年度) |

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。また、特別協定(平成28年度)等の日米合意において、提供施設整備費の額は、各年度206億円を下回らないこととされた。

資料29 23事案の概要

(2017.6.30現在)

| 施設名 | 範囲 | 面積 (ha) | 種別 | | | | 備考 |
|----------------|--------------------------------------|------------|-----|-----|-----|----|---|
| | | | 安保協 | 軍転協 | 県知事 | 米軍 | |
| [返還済] | | | | | | | |
| 陸軍貯油施設 | 1.浦添・宜野湾市間のパイプライン | 4 | | | ○ | | 平.2.12.31.返還 |
| キャンプ瑞慶覧 | 2.地下通信用マンホール等部分(登川) | 0.1 | | ○ | | | 平.3.9.30.返還 |
| | 20.泡瀬ゴルフ場 | 47 | | | ○ | | 平.22.7.31.返還 |
| 北部訓練場 | 3.国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区 | 480 | | ○ | | | 平.5.3.31.返還 |
| | 4.県道名護国頭線以南の一部 | (256) | ○ | | | | |
| キャンプ・シュワブ | 5.国道329号沿いの一部(辺野古) | 1 | ○ | | | | 平.5.3.31.返還 |
| 牧港補給地区補助施設 | 6.全部 | 0.1 | | | | ○ | 平.5.3.31.返還 |
| 那覇冷凍倉庫 | 7.全部 | 建物 | ○ | | | | 平.5.3.31.返還 |
| 砂辺倉庫 | 8.全部 | 0.3 | | | | ○ | 平.5.6.30.返還 |
| 八重岳通信所 | 9.南側(名護市)および北側(本部町) | 19 | ○ | | | | 平.6.9.30.返還 |
| 恩納通信所 | 10.全部 | 62 | | | ○ | | 平.7.11.30.返還 |
| | 11.東側部分 | (26) | ○ | | | | |
| 嘉手納飛行場 | 12.南側の一部(桃原) | 2 | | ○ | | | 平.8.1.31.返還 |
| 知花サイト | 13.全部 | 0.1 | | | | ○ | 平.8.12.31.返還 |
| | 14.金武町内の一部(金武) | 3 | | ○ | | | 平.8.12.31.返還 |
| キャンプ・ハンセン | 23.東シナ海側斜面の一部(名護市) | 162 | ○ | | | | 平.26.6.30.返還(55ha) 平.29.6.30.返還(107ha) |
| | (22.国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)、南西隅部分(山中エリア)) | 74 | ○ | | | | 平.11.3.25.返還 |
| 嘉手納弾薬庫地区 | 15.嘉手納バイパス(国道58号西側) | 3 | ○ | ○ | | | 平.11.3.25.返還 |
| | (22.ごみ焼却施設用地部分(倉浜)) | 9 | ○ | | | | 平.17.3.31.返還 |
| | (22.陸上自衛隊継続使用部分) | 58 | ○ | | | | 平.18.10.31.返還 |
| トリイ通信施設 | 16.嘉手納バイパス | 4 | | ○ | | | 平.11.3.31.返還 |
| 工兵隊事務所 | 17.全部 | 4 | ○ | | | | 平.14.9.30.返還 |
| キャンプ桑江 | (19.東側部分の南側) | 2 | ○ | ○ | | | 平.6.12.31.返還 |
| | 18.北側部分(伊平) | 38 | | ○ | | | 平.15.3.31.返還 |
| | (18.国道58号沿い) | (5) | ○ | | | | |
| | 16施設、20事案 | 973 | 7 | 7 | 3 | 3 | |
| [返還合意後、返還未了事案] | | | | | | | |
| キャンプ桑江 | 19.東側部分の北側(桑江) | 0.5 | ○ | | | | 平.13.12.21.返還合意 |
| 普天間飛行場 | 21.東側沿いの土地(中原~宜野湾) | 4 | | ○ | | | 平.8.3.28.返還合意 |
| 嘉手納弾薬庫地区 | 22.旧東恩納弾薬庫部分 | 43 | ○ | | | | 平.8.3.28.返還合意 |
| | 3施設、3事案 | 48 | 2 | 1 | 0 | 0 | |
| 合計 | 17施設、23事案 | 1,021 | 9 | 8 | 3 | 3 | |

(注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会合会です承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち1990(平成2)年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場 付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移

転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

－日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO 最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

(a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会 (SCC) において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデル大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) 中間報告及び同年9月19日の SACO 現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO 中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO 現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち (1) ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2) キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに (3) 海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b) 平成8年12月2日、SCC は、海上施設案を追求するとの SACO の勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

(c) SCC は、日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班 (普天間実施委員会 (FIG: Futenma Implementation Group) と称する。) を設置する。FIG は、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画について SCC の承認を得た上で、FIG は、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIG はその作業の現状について定期的に SSC に報告する。

2. SCC の決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路 (長さ約1,300メートル)、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

(b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

(c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

(d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

(e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

(a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

(b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性 (戦略空

- 輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等)は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料31 SACO最終報告の主な進捗状況

| 施設名（事案名） | 進捗状況 |
|-----------------------|---|
| 北部訓練場 [過半] | ・1999（平成11）年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・06（平成18）年2月、1999（同11）年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 ・16（平成28）年12月、過半返還（約4,010ha） |
| 安波訓練場 [全面] | ・1998（平成10）年12月、全面返還（共同使用の解除） |
| ギンバル訓練場 [全面] | ・08（平成20）年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・11（平成23）年7月、全面返還（約60ha） |
| 楚辺通信所 [全面] | ・1999（平成11）年4月、アンテナなどの通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06（平成18）年6月、駐留軍用地特措法適用土地（約236m ² ）返還 ・06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔楚辺通信所全面返還（約53ha）〕 |
| 読谷補助飛行場 [全面] | ・02（平成14）年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・06（平成18）年7月、一部返還（約138ha） ・06（平成18）年12月、残余部分（約53ha）返還〔読谷補助飛行場全面返還（約191ha）〕 |
| 瀬名波通信施設 [大部分] | ・02（平成14）年3月、アンテナ施設などを含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・06（平成18）年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） ・06（平成18）年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合 |
| 普天間飛行場 [全面] → [全面] ※ | ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 |
| キャンプ桑江 [大部分] → [全面] ※ | ・03（平成15）年3月、北側部分（約38ha）返還 ・05（平成17）年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・13（平成25）年2月、海軍病院本体等13棟を提供 ・13（平成25）年3月、海軍病院開院 ・15（平成27）年12月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）を提供 ・17（平成29）年4月、海軍病院の関連施設（予防医療センター、アルコールリハビリセンター等）の提供 ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 |
| 牧港補給地区 [部分] → [全面] ※ | ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 |
| 那覇港湾施設 [全面] → [全面] ※ | ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載 |

| 施設名（事業名） | 進捗状況 |
|-------------------------------|--|
| 住宅統合 キャンプ瑞慶覧 〔部分〕→〔部分〕※ | 第一段階 ゴルフレンジ地区 ・1999（平成11）年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・02（平成14）年7月、高層住宅2棟を提供 ・06（平成18）年7月、アンダーパスを提供 第二段階 サダ地区 ・02（平成14）年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・05（平成17）年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟などを提供 第三段階 北谷東地区 ・04（平成16）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・08（平成20）年6月、低層住宅35棟など提供 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区 ・05（平成17）年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・10（平成22）年2月、普天間地区・アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟など提供 ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載 |
| 県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練 | ・平成9（1997）年度、本土の5演習場に転 |
| パラシュート降下訓練 | ・00（平成12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施 |
| 嘉手納飛行場における 遮音壁の設置 | ・00（平成12）年7月、提供 |
| 嘉手納飛行場における 海軍駐機場の移転 | ・08（平成20）年9月、洗機施設提供 ・09（平成21）年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 ・13（平成25）年7月、駐機スペース等を提供 ・16（平成28）年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 ・17（平成29）年1月、移駐完了 ・17（平成29）年3月、整備格納庫、駐機場等を提供 |
| KC-130航空機の移駐※ | ※06（平成18）年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海自鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開と記載 ※14（平成26）年8月、15機全機の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐を完了 |

資料32 普天間飛行場代替施設に関する経緯

| 年 月 | 経 緯 |
|----------------|---|
| 1996（平成8）年 4月 | 橋本総理（当時）・モンデール大使（当時）会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還 |
| 12月 | SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設（撤去可能なもの） |
| 1999（平成11）年11月 | 稲嶺沖縄県知事（当時）、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明 |
| 12月 | 岸本名護市長（当時）、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定） →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設 |
| 02（平成14）年 7月 | 防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定 |
| 03（平成15）年11月 | ラムズフェルド国防長官（当時）、沖縄訪問 |
| 8月 | 沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落 |
| 05（平成17）年10月 | 「2+2」共同発表 →新たな案（キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型）で合意 |
| 06（平成18）年 4月 | 防衛庁長官と名護市長・宜野湾村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意（V字案） |
| 5月 | ・「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（閣議決定） →1999（平成11）年12月閣議決定は廃止 |
| 8月 | 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置 |
| 07（平成19）年 8月 | 環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付 |
| 09（平成21）年 4月 | 環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付 |
| 9月 | 民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意 |
| 11月 | 「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致 |
| 12月 | 基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置 |
| 10（平成22）年 5月 | 「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定 |
| 8月 | 普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書 |
| 11（平成23）年 6月 | 「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を14（平成26）年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認 |

| 年 月 | 経 緯 |
|--------------------------------|---|
| 11 (平成23)年12月 ~12 (平成24)年1月 | 環境影響評価書を沖縄県知事に送付 |
| 12 (平成24)年2月 | 在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始 |
| 4月 | [2+2] 共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、合意 |
| 12月 | 環境影響評価書(補正後の評価書)を沖縄県知事などに送付 |
| 13 (平成25)年3月 | 公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出 |
| 4月 | [沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画]公表 →移設等により22(平成34)年度又はその後に普天間飛行場を返還可能 |
| 10月 | [2+2] 共同発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認 |
| 12月 | 沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認 |
| 14 (平成26)年7月 | 代替施設建設事業に着手 |
| 15 (平成27)年4月 | [2+2] 共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 |
| 10月 | ・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局が国土交通大臣に対し、沖縄県知事からの普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求書及び執行停止申立て ・国土交通大臣が、沖縄防衛局の申立てを認め、埋立承認取消処分の執行停止を決定 |
| 11月 | ・日米首脳会談及び日米防衛相会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の取消しを求め、代執行訴訟を提起 |
| 16 (平成28)年3月 | ・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県に対し、取消処分の是正指示 ・沖縄県が国土交通大臣が出した是正指示につき、国地方係争処理委員会への審査申出 |
| 4月 | 日米首脳会談 →辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決定したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組んでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言 |
| 6月 | ・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →日本側から、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、日本政府の考えを十分に理解する、引き続き緊密に協力していきたい旨発言 |
| 7月 | ・国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起 |
| 9月 | ・日米防衛相会談 →日本側より、辺野古が唯一の解決策であるとの立場は不変である旨発言。米側から、引き続き緊密に協力していく旨発言 |
| 12月 | ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却(国勝訴が確定) ・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立ての承認取消処分を取り消し ・普天間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨説明 |
| 17 (平成29)年2月 | ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の移設に関し、辺野古移設が唯一の解決策であるとの立場を共有し、引き続き緊密に協力することで一致 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策であることを確認 |
| 4月 | 公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始 |

資料33 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

| 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域 | |
|---|------------------------------|
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区 | 返還済 |
| 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路 | 返還済 |
| 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域 | 2014年度またはその後 |
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区内の倉庫地区の一部 | 2019年度またはその後 ¹ |
| 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域 | |
| キャンプ桑江（キャンプ・レスター） | 2025年度またはその後 |
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区 | 2024年度またはその後 |
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部 | 2024年度またはその後 |
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー | 2024年度またはその後 ^{2, 3} |
| 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分 | 2025年度またはその後 |
| 那覇港湾施設 | 2028年度またはその後 |
| 陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム | 2022年度またはその後 |
| 普天間飛行場 | 2022年度またはその後 |
| 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域 | |
| キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分 | — |
| 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分 | 2024年度またはその後 ⁴ |

- (注) 1 白比川沿岸区域も同時期に返還可能
 2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
 3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能
 4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料34 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。
 （平成21年2月17日署名）

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

2006年5月1日の日米安全保障協議委員会（以下「ロードマップ」という。）に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであることを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであることを両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人が部隊としての一体性を維持するような方法で2014年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53Dヘリコプターは第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の見積額102億7千万合衆国ドル（10,270,000,000ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアムにおける施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）の直接的に提供する資金を含む60億9千万合衆国ドル（6,090,000,000ドル）を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の2008会計年度ドルで算定して31億8千万合衆国ドル（3,180,000,000ドル）の財政支出に道路の整備のための約10億合衆国ドル（1,000,000,000ドル）を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となっている中で、沖縄に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転を完了することにかかっており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、(1) 普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展並びに(2) グアムにおいて

必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国の資金面での貢献にかかっていることが記載されていることを想起して、次のとおり協定した。

第1条

- 1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）の額を限度として資金の提供を行う。
- 2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極（以下「別途の取極」という。）に記載する。

第2条

アメリカ合衆国政府は、第9条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

第3条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

第4条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。

第5条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

第6条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国防務省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条 1 (a) に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

第7条

- 1 (a) 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。
- (b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国の各会計年度において日本国が提供する資金のための小勘定を開設し、及び維持する。
- 2 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、前条に規定する実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル(2,800,000,000ドル)の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。
- 3 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。
- (b) アメリカ合衆国政府は、未使用残額を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出された他の個別の事業のために使用することができる。
- 4 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。
- (b) アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金から生じた利子を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国の提供した資金が拠出された事業のために使用することができる。

- 5 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定(日本国が提供した資金に関係するすべての小勘定を含む。)における取引に関する報告書を提出する。

第8条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

第9条

- 1 第1条1に規定する日本国の資金の提供は、第2条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第2条に規定する合衆国の措置は、(1) 移転のための資金が利用可能であること、(2) ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3) ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とする。

第10条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

第11条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

資料35 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

※漢数字は、数字に置き換えた。

(平成25年10月3日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、2009年2月17日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した2012年4月27日付の日米安全保障協議委員会の共同発表を想起し、協定を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

協定前文中第5段落から第9段落までを削り、第4段落の次に次の6段落を加える。

日米安全保障協議委員会が2012年4月27日付の共同発表(以下「共同発表」という。)においてロードマップにその概要が示された計画を調整することを決定し、並びにその調整の一部として、第3海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定したことを想起し、

共同発表において、合計約9千人の第3海兵機動展開部隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転することが確認されたことを認識し、

共同発表において、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の2012会計年度ドルで86億合衆国ドル(8,600,000,000ドル)のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル

(2,800,000,000ドル) (合衆国の2012会計年度ドルで31億2,188万7,855合衆国ドル (3,121,887,855ドル)) の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、また、共同発表において、合衆国が第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を拠出し、及びいかなる追加の費用も拠出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の自衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

ロードマップにその概要が示された計画であって調整されたものの、共同発表並びに2013年4月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかっており、

並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかっていることを想起して、

第2条

協定第1条1中「第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人」を「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

第3条

協定第2条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

第4条

協定第3条を削る。

第5条

協定第4条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北

マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

第6条

協定第4条を第3条とし、同条の次に次の一条を加える。

第4条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

第7条

協定第9条2を次のように改める。

2 第2条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金（(1) 合衆国の資金及び (2) 第1条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とする。

第8条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第1条1の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

第9条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

資料36 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

| | |
|---------------------|---|
| 2011 (平成23) 年 6月 6日 | 米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表 |
| 2012 (平成24) 年6月13日～ | 環境レビューの結果、MV-22のパンフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明 |
| 6月29日～ | MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備 (7月下旬に岩国陸揚げ) ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用もせず |
| 7月23日 | 岩国飛行場へ陸揚げ |
| 9月19日 | 「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表 (政府として安全性を確認) 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意 |
| 10月 6日 | 普天間飛行場への移動完了 |
| 13 (平成25) 年 1月28日 | 県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出 |
| 4月30日 | MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明 (2013年夏に岩国陸揚げ) を関係自治体に説明 |
| 7月30日 | 2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ |
| 9月25日 | 普天間飛行場への移動完了 |
| 15 (平成27) 年 5月11日 | 米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表 |
| 16 (平成28) 年12月13日 | 沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水 |
| 17 (平成29) 年 2月 1日 | 木更津駐屯地におけるMV-22オスプレイの定期機体整備の開始 |
| 3月14日 | 米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供 |

資料37 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置等を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的

2 特別の措置等

(1) 負担が増加する市町村に対する再編交付金

- 国は、駐留軍等の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定。駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付
- 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて交付

(2) 特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例

- 特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域として指定し、道路、港湾等を整備する際の自治体の負担割合の特例を設けること等により、当該地域の振興を図ること
- 関係閣僚からなる「駐留軍等再編関連振興会議」を防衛省に設置し、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画（再編関連振興特別地域整備計画）の策定等に関して審議すること

(3) 駐留軍等労働者に係る措置

- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練等を実施

3 法律の期限

平成39年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で平成44年3月31日まで

- ※1：本法の有効期限については、制定当初は平成29年3月31日までであったが、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により10年間延長され、平成39年3月31日までとなった。
- ※2：本法による特別の措置等については、上記の2(1)～(3)ほか、駐留軍のアメリカ合衆国（グアム）への移転を促進するため、当該移転に係る家族住宅及びインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。しかしながら、平成24年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援（出融資）は利用しないことが確認されたことを受け、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。

資料38 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

※漢数字は、数字に置き換えた。

(平成29年1月16日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

2016年7月5日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第1条(b)に規定する軍属（以下「軍属」という。）の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化すること

を希望し、

地位協定第25条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、次のとおり協定した。

第1条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力を促進することを目的とする。

第2条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。

第3条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

1 合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成するよう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。

2 両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成するよう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受ける資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有す

るように作成される。

第4条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第5条

- 1 両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。
- 2 合衆国政府は、第3条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。
- 3 両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第2条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第6条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第7条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて1年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

資料39 防衛省改革の方向性（概要）

（平成25年8月30日 防衛省）

我が国を取り巻く安全保障環境の一層の深刻化、東日本大震災等を通じた部隊運用に係る教訓事項等の認識に加え、武器輸出三原則等の包括的例外化措置、NSCの設置に向けた動きなどの政策的環境も変化。

一般の改革においては、このような状況の変化を踏まえ、これまでの検討において指摘された事項も十分に考慮し、抜本的な改革を実施。その方向性は、以下のとおり。

(1) 文官と自衛官の垣根を取り払う

文官と自衛官の一体感を醸成するため、内部部局に自衛官ポストを定員化するとともに、各幕僚監部・主要部隊等に新たな文官ポストを定員化

(2) 部分最適化から全体最適化へ（防衛力整備）

陸海空の縦割りを廃し、統合運用を踏まえた防衛力整備業務フローを確立。併せて装備品等のライフサイクルの一貫した管理により、装備取得の効率化・最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与

(3) 的確な意思決定をより迅速に（統合運用）

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保した上で、より迅速なものとなるよう、実際の部隊運用に関する業務を基本的に統合幕僚監部に一本化すべく、組織の見直し等を実施

(4) 政策立案・情報発信機能の更なる強化へ

対外関係業務の飛躍的増大やNSC設立に対応した政策立案機能を強化。併せて、情報発信機能強化も実施

改革を真に実効的なものとするためには、文官・自衛官双方の意識改革が不可欠。また、事態対処等の業務の停滞や混乱を招かぬようスムーズに改革を進める必要。このため、内部部局・各幕僚監部が車の両輪として防衛大臣を補佐する一方、着実かつ段階的に改革を行い、一連の改革を定着させることが重要。もとより、改革は不断に実施するものであり、常に点検を行い、更なる改革・改善に取り組んでいくことは当然。

資料40 わが国のBMD整備への取組の変遷

| | |
|-----------|--|
| 93（平成5）年 | 5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下 |
| 95（平成7）年 | 「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始 |
| 98（平成10）年 | 8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議及び閣議了承 |
| 99（平成11）年 | 能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始 |
| 02（平成14）年 | 米国がBMDの初期配備を決定 |
| 03（平成15）年 | 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始 |
| 05（平成17）年 | 自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定 |
| 06（平成18）年 | 7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発 |
| 07（平成19）年 | ベトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始 |
| 09（平成21）年 | 3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下 |
| 12（平成24）年 | 3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過 |
| 14（平成26）年 | 北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイルを発射 3月3日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月26日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも600km以上飛翔し、日本海上に落下 6月29日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月9日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月13日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月26日：1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下 |
| 15（平成27）年 | 3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 |